

国際金融規制改革の最近の動向

森田宗男

御紹介いただきました森田でございます。現

在、金融庁総務企画局で国際担当参事官を務めて
おります。本日はよろしくお願ひいたします。ま
た、本日の意見にわたる部分や事実認識等の誤り
については個人的な見解であり、金融庁の公式見
解ではないことをお含み頂けますと幸いです。

一、国際金融規制改革の動き（総論）

(1) 金融危機の流れと当局の対応

(G20ブリスベン・サミット)

資料の4ページに一ヶ月に行われたG20ブリス
ベン・サミット首脳宣言の抜粋を載せておりま
す。ここで金融危機以降の金融規制改革において
一つ大きな中締めがなされたことは、非常に工
ポックメーリングな意味を持つていると思いま

す。私が金融庁に来たのが二〇〇七年で、それから突如として金融危機が始まり、国際的な金融危機対応が行われてきました。その後、七年が経過して、「金融危機に対応して我々が行つた中核的なコミットメントの重要な面を達成した」との首脳宣言が出されるに至ったわけです。また、「現下の課題は、（中略）残つてゐる要素を最終化することであり、また、合意した金融規制改革を完全に実施することである」と書かれています。つまり、国際的な金融規制改革のかなりの部分は達成したという中締め的な宣言になつていて、この首脳宣言の特徴であるうと思います。

残された課題としましては、①破綻時の総損失吸収力(TLAC(Total Loss-Absorbing Capacity))、②店頭デリバティブ改革、③バーゼルⅢ、④シャドーバンキング、などがあります。残された課題についてのみ説明しようとする

と、全体像がつかみにくいと思いますので、まずは、金融危機がどういう流れで進行し、当局者がどのようなことを考えて対応してきたかを振り返ることから始めたいと思います。

なお、本日の講演のなかで、もし正確ではない点がありましたら、後ほど御指摘賜りますと幸いです。

(日本の金融危機への対応)

日本でいつから全面的な金融危機が始まつたのか、正確な時期を申し上げるのは難しいですが、当局が非常事態宣言を出したという意味では、一

九九五年六月のペイオフ凍結（預金全額保護）がエポックメークィングな出来事であつたと思います。その後、一九九七年一一月に三洋証券が破綻して、インターネット市場の混乱が生じ、さらには、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行

国際金融規制改革の最近の動向

の破綻が続きました。

当時の大蔵大臣談話を見ますと、それまでは預金全額保護が強調されていましたが、この辺りから、預金に加えてインター銀行取引を保護することが謳われるようになりました。これらの破綻が続いた後、一二月の国会審議で、ある議員の先生から、当時の銀行局長に、預金等を全額保護すると言ったが、「等」には何が入るのかという質問がありました。これに対して銀行局長は、ペイオフコストを超えて資金援助を行うことができるの

で、結果として、預金、インター銀行取引、金融債などは全て保護されることになるという答弁をされました。私には、このやり取りが非常に鮮明な記憶として残っています。それでも、破綻した銀行の負債は全額保護してきたわけですが、この辺りから明確に負債の全額保護という概念を打ち出し始めたように記憶しています。

一九九八年六月に金融監督庁が発足し、同じ年の夏にいわゆる「金融国会」が開かれました。そこで金融再生法と早期健全化法が成立し、金融再生法にのつとつて日本長期信用銀行と日本債券信用銀行の破綻処理が行われました。また、翌年には、早期健全化法に基づいて、大手行に資本注入が行われました。

二〇〇〇年七月には金融庁が発足しました。同年六月に、金融危機に対する恒久的措置を導入するための改正預金保険法が国会を通過しており、これが二〇〇一年四月に施行されました。したがいまして、金融庁の当初のミッションは、不良債権を銀行から切り離して処理することになりました。特別検査の実施や不良債権処理の二年三年ルール、五割八割ルールなどは、いずれもこうした当時の金融庁のミッションに関わるものでした。貸し渋りを通じて実体経済に悪影響が出ますと

不良債権が増え、それを処理しようとすると、さらに資本が減り、更なる貸し済りにつながることになります。この点を踏まえ、企業再生や貸し済り対策に取り組む中で、二〇〇三年五月に産業再生機構が設立されて業務を開始しました。同年には、りそな銀行に対する資本増強、足利銀行の国有化なども行われ、最終的にペイオフが解禁されたのが二〇〇五年四月でした。ペイオフが凍結されてから、ちょうど一〇年経つたところで解禁されることになりました。

その後、二〇〇六年六月に金融商品取引法が成立し、二〇〇七年三月にバーゼルⅡが導入されました。一〇年以上にわたって取り組んできた不良債権処理に一つの目処がついたことを踏まえ、二〇〇七年七月には金融商品取引法及びバーゼルⅡといった新しい行政ツールを基に、ベター・レギュレーションの取組みを開始し、金融危機対応

を脱して、ノーマルな金融行政に戻ろうとしたのです。

しかし、ちょうどその時期に、グローバルな金融危機が発生しました。金融庁は、二〇〇〇年に発足してから一四年が経ちます。この間、最初の七年は日本の金融危機対応を行ってきました。また、二〇〇七年から二〇一四年の後半七年はグローバルな金融危機対応を行ってきています。すなわち、金融庁は、発足以来絶え間なく金融危機対応を続けてきた組織だということです。先ほど、ブリストン・サミットで金融危機の対応としての金融規制改革は一つの中締めになつたと申しましたが、これは、金融庁にとつてもエポックメークィングな出来事ではないかと考えています。これで中締めであるということ言うことができれば、金融庁としてもいよいよ平時の金融行政に転換できることになります。これが、最近のオンサ

国際金融規制改革の最近の動向

イトとオフサイトが一体となつたモニタリング、

あるいは国際部門で申しますと、アジアとの関係の重視といった話になるのだろうと考えています。

(グローバルな金融危機への対応)

グローバルな金融危機の流れについて、まず米国について少しさかのぼつて申しますと、一九八

〇年代に起きたS & Lの危機を克服して以降、金融自由化の流れが平時に大幅に進んでいます。それまで米国では、銀行が州を越えて支店を出すこと強い規制がかけられていました。こうした規制が、一九九四年に成立したリーグル・ニール法により相当緩和されました。その結果、一九九〇年に一万五〇〇〇あつた地方銀行が二〇〇九年には八〇〇〇に減りました。また、一九九〇年に一万三〇〇〇あつた信用組合も七五〇〇に減つてい

ます。

一九九九年にはグラム・リーチ・ブライリー法によってグラス・ステイガル法が大幅に緩和され、また、二〇〇〇年には商品デリバティブの取り扱いが銀行にも認められたことで、銀行の業務が非常に高度なものとなり、組織 자체も、合併や再編を経て大きく複雑なものになっていきました。

そうした中、二〇〇七年八月、BNPパリバが傘下ファンドの解約を凍結するという、いわゆるパリバ・ショックが起き、九月には英国のノーザン・ロックスに取りつけが発生するなど、グローバルな金融危機が顕在化します。その後、二〇〇八年三月にベア・スタンズが事実上破綻し、九月にはリーマン・ブラザーズが破綻しました。同月にAIGがベイルアウトされ、一〇月には英國でもロイヤルバンク・オブ・スコットランド(RB

S) に対して資本注入が行われました。さらに、二〇一〇年四月にはギリシャ支援策の発動が要請されました。

二〇〇七年八月のパリバ・シヨックから二〇〇八年九月のリーマン・ブラザーズ破綻前までが第一ステージのサブプライム危機としますと、リーマン・ブラザーズ破綻から二〇一〇年四月頃までが、金融危機とその対応を考える第二ステージであります。二〇一〇年七月のドッド・フランク法成立以降が第三ステージで、この時期には欧州のソブリンと銀行システムの負の相互連鎖がどんどん進んでいきます。二〇一二年の六月にスペイン政府、キプロス政府から金融支援の要請が行われ、二〇一三年三月のキプロス危機へと続いていきます。

この間、欧州では、二〇一二年九月に単一銀行監督制度に関する提案が公表され、その後の検討を経て、今年一一月からこの制度が発足しました。また、今年一〇月には、ECBが欧州内銀行に対する包括的な資産レビューの結果を公表しました。このような対応をかつての日本の対応と比較しますと、かつて金融庁の特別検査によって不良債権のあぶり出しが終わつた辺りのところにいるのではないかと考えています。全くパラレルといふわけではありませんが、日本の場合は、一九九五年から二〇〇五年まで一〇年かかりましたので、二〇〇七年から始まった危機は、このままいけば二〇一七年ぐらいには落ちつくのではないかと個人的には期待しています。

(2) 金融危機対応としての金融規制改革

金融危機対応としての金融規制改革について、どういう出来事が起き、どういう問題意識で、どういう規制改革を国際的に議論してきたのかとい

うことを簡単に整理して、改革の意義をご説明したいと思います。資料の一〇ページをご覧ください。

(パリバ・ショック)

一〇〇七年八月のパリバ・ショックでは、証券

化商品へ投資していた傘下ファンドの解約が凍結されました。されましたが、実は、それに先立ち同年六月にもベア・スタンズのファンドについて似たような問題がありました。

この出来事で一番大きな意味は、マネーマーケットは供給過多状態であり低金利で幾らでも資金調達が可能であったものが、そのようなビジネスモデルがここで崩壊したことです。この時点で、あくまでもサブプライム証券化商品の特性に起因する危機であるだろと認識されていました。したがつて、格付会社による証券化商品への

安易な格付、格付会社のアドバイザリー業務と格付業務の間の利益相反、格付に頼った安易な投資、資本賦課の観点からは、証券化商品、特に高格付の証券化商品に対する過度な信頼、オリジネーターの安易な貸し出し、といった問題点が提起されました。

こうした認識を背景に、格付会社に対し規制・監督を導入する、機械的な格付依存を抑制するといった対応が行われ、例えばドッド・ランク法では、外部格付を使うことが禁止されました。

バーゼル規制において、証券化商品について資本賦課が強化されることとなり、これが「バーゼル二・五」と呼ばれています。また、オリジネーターに対する規制としては、自らがオリジネーターとなつて組成した融資を証券化商品に組み込む場合には、自らもその証券化商品の一部を保有しなければならないというリテンション義務が課

されるようになりました。

(ノーザン・ロック経営危機)

一〇〇七年九月に、英國のビルディング・ソサエティが銀行に転換したノーザン・ロックが、経営危機に陥りました。ノーザン・ロックの経営危機自体は証券化商品とは直接的な関係がなく、先ほど述べたとおり、パリバ・ショックによって、流動性はいつでも調達できるというビジネスモデルが崩壊したあたりを受けたものです。ノーザン・ロックのビジネスモデルは、短期金融市場から資金を調達し、長期の金融商品に投資するというものでした。しかし、短期金融市場から資金が調達できなくなり、資金繰り破綻の一歩手前までいきました。そして、取りつけ騒ぎが起き、一〇〇年ぶりに銀行に行列ができるということで、非常に話題になりました。これを踏まえて、資産

と負債の期間のミスマッチを制限する安定調達比率（NSFR）がバーゼルⅢの一環として導入されました。

(ベア・スターンズ事実上の破綻)

一〇〇八年三月にベア・スターンズが事実上破綻し、JPモルガンに救済されました。同社の場合、オーバーナイトレポで資金を調達し大量のモーゲージ担保証券（MBS）を購入していたところ、一部の機関投資家がロールオーバーを拒んだために資金繰りが困難になつたことがトリガーになつたと言われています。後にバーナンキFRB議長がスピーチで、投資銀行に対してもブリッジバンクのような制度が必要だということを指摘しましたが、この件を契機として、ノンバンクの破綻処理法制が未整備だということが明らかになつたということです。この問題に関しまして

は、金融安定理事会（FSB）の「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）において、銀行だけでなく、システム上重要なあらゆる金融機関に対して、各国はしつかりとした破綻処理制度を構築しなければならないという合意につながっています。

（リーマン・ブラザーズ破綻と信用大収縮）

二〇〇八年九月にリーマン・ブラザーズが破綻しました。これに関しては、投資銀行に対する規制・監督が不十分で、特に、SECが行っていた

連結ベースの監督がボランタリーなもので、全く機能しなかったことが問題になりました。これを受けて、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFI）の枠組みを国際的にしつかり整備しようということになりました。

リーマン・ブラザーズが破綻した後、信用大収

縮が問題になりました。これに関連する論点を今から整理いたします。

まず、日本においてもそうだったのですが、インターバンク・マーケットが機能不全に陥り、多くの金融機関が資金繰りに支障を来しました。そのような事態が再び起るのを防ぐため、バーゼル銀行監督委員会では、流動性比率規制（LCR）を導入しました。金融市場に混乱が生じ資金が取れなくても三〇日間は持ちこたえられるだけの手元流動性を確保しなければならないというものです。

次に、「OTCデリバティブ市場の混乱（早期解約条項の一斉行使と担保の投げ売り）」と書いています。一般的に、倒産すると弁済は全て停止します。これをアメリカでは「Automatic Stay」と呼んでいます。ただし、例外として、デリバティブやレポ取引など一部の取引は、「Qualified

Financial Contracts」として、早期に契約を解消し、担保等を処分して資金の回収をしてもよいといふ仕組みができています。日本でも、一括清算ネットティング法や破産法の中でそのような措置が講じられています。それにより、九三万件あつたと言われるOTCデリバティブの契約の八〇%が、リーマン・ブラザーズが破綻した後、一ヶ月余りの間に解約され、担保が一斉に処分されてマーケットに大きなインパクトを与えるました。また、リーマン・ブラザーズとの間でヘッジをしていた金融機関が、ヘッジの再構築をするに当たつて、そもそも再構築する相手を見つけるのが非常に難しい、さらには、ヘッジが再構築できないといった形で大きな混乱が生じました。あの金融機関と取引をすると危ないのでないかといった疑心暗鬼が広がったためです。これを受け、OTCデリバティブ改革が行われ、取引の清算集中機関

への集中を促すとともに、グローバルなシステム上重要な金融機関が破綻したときには、その円滑な破綻処理を可能とするためAutomatic Stayのように、二日間を目安にデリバティブ等にもスティックかかるような制度を導入することが国際的に決まりました。

その下に、「レポ市場の収縮と景気増幅効果」と書いています。リーマンショックの後、レポの担保について非常に厳しく見るようになります。た。例えば、サブプライムローンが原資産のものは担保として一切受け付けてもらえず、ロールオーバーができなくなるとか、それ以外でも、証券化商品については、ヘアカットが四〇%を超えるような形になり、レポ市場で資金が調達できなくなるといった事態が生じました。これを受け、この分野でも規制改革が行われています。

さらに、リーマン・ブラザーズに対してエクス

国際金融規制改革の最近の動向

ポーナム・リザード・プライマリー・ファンドというMMFが元本割れを起こしました。このファンドは、純資産が毀損しても安定的に額面で返済することになつてきましたので、猛烈な取りつけが起き、その結果、MMFがCPを引き受けられなくなつたことから、非金融機関の資金繰りにも大きな影響を与えることになりました。これを受け、MMFに関する規制の改革が行われています。

この他、プライム・ブローカレッジ・サービスを提供する投資銀行への取りつけが発生しました。顧客からの預かり資産を担保に再利用するリハイポセーション（リハイポ）という業務があります。米国等ではこうした取引に対し一定の規制が行われていましたが、英國にはそうした規制がありませんでした。このため、英國では、顧客から預かれた資産が活発にレポ取引の担保に利用

されていました。ところが、リーマン・ブラザーズが破綻したときに、預けた資産が勝手にリハイポされていた上に、リハイポされた資産がさらに担保として利用されるという形になつており、顧客にとって、自分が預けた有価証券がどこにあるのかわからない状況が生じました。また、預けた資産がリハイポされた顧客は、一般債権者として扱われ、約定どおり資産が返つてこないという問題が発生することになりました。その結果、ヘッジファンド等がプライム・ブローカーに預けていた資産を猛烈に引き出して、取りつけにつながりかねない事態が生じました。これも信用大収縮の大きな原因であったようと思われ、今、国際的な議論が行われているところです。

(AIG、シティバンク、銀行・オブ・アメリカ等のベイルアウト)

巨額のクレジット・デフォルト・スワップ (CDS) の取引など、非伝統的な業務を行っていた AIG のベイルアウトを受けて、そうした業者に対する規制・監督をしつかりしなければいけないと考えられるようになり、現在、グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SII) の枠組みの検討が行われています。さらに、危機が深化してシ

で、この点の規制を強化する、レバレッジ比率の規制をかける、銀行の内部モデルを見直すといった議論が行われています。以上が、今日に至る、危機対応としての国際的な金融規制改革の大きな流れで、これらがだいたい終わつたというのがブリスベン・サミットの総括的な認識になつていてとご理解いただければと思います。

(3) 新たな国際交渉の枠組み

バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO)、保険監督者国際機構 (IAIS) の三つを基準設定主体と呼んでいます。これらの機関が規制の策定作業を行い、G20 という政治プロセスが、FSB を使って全体をコントロールするという形で、グローバルな金融規制改革の議論が進められています。

あつたことを踏まえ、バーゼル銀行監督委員会

二、バーゼルⅢ

(自己資本の質・量の向上)

自己資本の質・量に対する規制が不十分であったという反省を踏まえ、バーゼルⅢは、普通株式等 Tier1を中心とする資本の規制を再構築するとともに、より多くの資本を持たせるという規制になります。その結果、ブリスベン・サミットでは、銀行システムとして、資本や流動性の蓄積がかなり進んでいるという評価がされました。

Risk-Weighted Assets の掛け目を計算するときに、先進的な銀行に対しては、銀行自身がリスク管理で使っている内部モデルを使って計算してもらふことされています。したがいまして、大きな銀行では、レバレッジ比率を計算する際のエクスポートフォリオと比較し、Risk-Weighted Assets の規模はほぼ四割未満程度になるとおもつていいと思います。また、実際、バーゼル銀行監督委員会が仮想のポートフォリオを与えて銀行に自己資本比率

(レバレッジ比率)

もう一つの大きな柱はレバレッジ比率です。銀行が自己資本に関する規制を満たしているのに、レバレッジが高過ぎるのはどうしてかということが素朴な疑問として出でますが、これは分母の

を計算させますと、非常に大きなばらつきが出た
「」のことを聞いています。

「」に対する包括的な 取組み

「」のようなことから、「銀行の内部モデルへの
疑念」すなわち、銀行が内部モデルを使って自己

資本比率を過小に計算しているのではないかとい
う疑念を各国当局が持つようになりました。今
後、一、二年かけて議論を進めていく中で、例え
ば銀行の内部モデルの使用を制限する、内部モデ
ルの使用方法について一定の制約を加える、レバ
レッジ比率などを使い、もう少し高目のフロアを
設定するなどの条件のもとで内部モデルの使用を
認めるといったことが、国際的な場で議論される
のではないかと考えています。

(システム上重要な金融機関)

先ほど申しましたとおり、銀行、保険、その他
投資銀行など巨大な金融機関が、非常に複雑な組
織のものとで、多大なリスクをとつて複雑な業務を
行っていたために、経営が困難となり救済せざる
をえない状況が生じました。この点の反省を踏ま
え、大きく三つの枠組みで取組みが進められています。
一つは、バーゼル銀行監督委員会の規制の
枠組みの中で、破綻予防のためにグローバルなシ
ステム上重要な銀行(G-SIB (Global Systemically
Important Bank))に対しでは、G-SIB サーチャー
ジという上乗せ資本を持たせて破綻しにくくする
「」です。二つ目は、そのような措置を講

国際金融規制改革の最近の動向

じても破綻する可能性はどうしてもありますので、破綻の際の円滑な処理の枠組みを用意しておこうということです。二つ目は、監督をもつと厳しくしようということです。

G-SIB の選定に当たりましては、七〇社超の大手銀行を対象に、①グローバルな活動、②規模、③相互連関性、④代替可能性、⑤複雑性という五つの基準に対応した一二の指標を用いて、各社の点数を算出し、点数の上のほうから選んでいきます。今申し上げた指標に基づいて、三年前から G-SIB のリストが公表されております。ただし、昨年までのものは暫定リストという位置づけであり、本年公表されたものが、これをもとに実際に資本賦課が行われるリストとなつております。G-SIB リストは点数の高い順に 4、3、2、1 のバケットがあり、点数の高いものほど追加的な資本賦課が大きくなります。我が国の銀行につ

いては、三井UFJ フィナンシャルグループがバケット 2 で一・五%、みずほフィナンシャルグループと三井住友フィナンシャルグループがバケット 1 で一%となっています。

AIG などは、CDS といった非伝統的な保険業務を行っていたからあのような危機に陥ったのだということが目されていて、このため、銀行と比較し、非伝統的保険業務・非保険業務の部分の比率を非常に大きくして各社の点数を計算し、それに基づいてグローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SII (Global Systemically Important Insurer)) を選ぶことになっています。やがて、公表された暫定的なリストでは対象は九社となつてますが、再保険会社の取り扱いについては、現在まだ検討中の状況です。

このほか、グローバルなシステム上重要なノンバンク (NBNI (Non-Bank Non-Insurance))

G-SIFI)についても検討が進められています。このカテゴリーにはヘッジファンド、証券会社、貸金業者などいろいろな会社が含まれ得るわけですが、それぞれ特性が異なりますので、どのような経済機能に着目して考えたらよいのかについて、どのように現在、検討が行われています。銀行や保険会社と違い、各社の経済機能にも着目して考えようということですので、検討が遅れているというのが実情です。

(実効的な破綻処理の枠組み)

次に、円滑な破綻処理に移ります。FSBの場でKey Attributesが国際的に合意されており、各国はこれに沿って破綻処理制度を構築すべきであるとされています。この制度は、銀行だけではなく、システム上重要なあらゆる金融機関に適用されます。

先ほど、リーマン・ブラザーズの破綻の後にOTCデリバティブ市場で相当な混乱があったと申しました。破綻処理を行う当局は、デリバティブ契約等の早期解約条項の発動を一時的に（例えば二営業日以内に）停止する権限を有するべきであるというような内容が含まれています。

このような制度を策定した上で、納税者に負担を負わせることなく、円滑に破綻処理ができるようにすることが求められています。合わせて、個別の金融機関ごとにどのように破綻処理をするのか、そのための再建・処理計画（RRP）を作前に作成することになっています。

(監督の密度と実効性の確保)

監督の密度と実効性を確保するため、国際的な議論が行われています。例えば、監督当局として、①G-SIBのビジネスモデルへの理解をさら

国際金融規制改革の最近の動向

に深める必要があること、②現在のビジネスモデルの持続可能性、例えば、市場で短期の調達を行い、流動性の低い長期の資産に投資するというビジネスモデルは、状況が変わった場合でも持続可能であるか、③ストレステストを拡充して、ストレス時でも資本が十分かどうか判断すること、④G-SIB の破綻処理の実務を考えて国際的な協調を図る必要、⑤実際の監督実務と再建・処理計画の実務の連携の強化等に関して議論が行われているところです。

先日、米国が新しい規制を公表しました。そこでは、市場から多額の資金調達をしている G-SIB については、国際合意よりもさらに高い資本賦課を行いうと言っています。預金で多くを調達している日本の G-SIB は、資金繰りに係るリスクは小さいということを何度も主張してきたわけですが、そのような主張も踏まえたうえで、規模だけ

でなく、市場調達を行つてているところにあって注目したのではないかと受け止めています。また、大手行を中心に、アメリカが包括的資本分析（CCAR）と言われるストレステストを通じた資本充実プログラムを実施するといった欧米でのストレステストを監督上一層重視してきている動きも注目に値します。

（破綻時の損失吸収力）

最近の動きとして、TLACについて説明した

いと思います。なお、TLAC 提案はブリスベン・サミットでの首脳宣言において、歓迎されるとともに、二〇一五年までの最終化が目標とされています。

バランスシートにおいて、損失が資本を上回った場合には、債務超過になつて金融機関は破綻することになりますが、その際、例えばリーマン・

プラザーズの破綻処理の際に問題となつたデリバティブ取引や非付保預金などについて債権者に損失を負担させることになりますと、円滑な破綻処理ができません。日本では、このような問題を避けるために、負債の全額保護を前提に破綻処理を行いました。金融国会のときに、当時の速水日本銀行総裁が、国際的にデリバティブ業務等を行つてゐる大規模な金融機関については、その破綻は海外へ及ぼす影響も非常に大きく、ブリッジバンクの仕組みを使わずに処理することが望ましい旨発言され、最終的に国有化を通じて処理を進める方法が選択されました。他方、国際的に、特に歐米では、負債全額保護による処理はモラルハザードを助長するため、一定の債権者にも損失を負担させるべきだという議論が行われています。

損失を負わせると円滑な処理ができなくなるような「非適格負債（デリバティブ等）」と、損失

を負わせることができる適格負債に分けて、金融機関が適格負債を一定程度持つことを義務づけることによつて、非適格負債に損失が波及して円滑な破綻処理ができない事態を防ぐというのが、T LACの規制の背景にある大まかな考え方です。

特に英國や米国では、承継金融機関の資本の再構築も全て政府の手を借りないで実施するという仕組みになつてゐますので、適格負債のうち損失吸収に充てられないで残つた部分を株式に転換して、承継金融機関の資本の再構築に充てることが考えられています。

具体的な処理のイメージとしては、銀行が破綻しますと、承継金融機関を設立して、損失を負わせることができない負債、例えば非付保預金やデリバティブ取引を無傷のまま移転します。さらに、承継金融機関が着実に債務を履行できるようにするため十分な資本を持たせなければなりません

るので、TLAC適格負債を資本に転換することによって対応しようということです。そのためには必要な適格負債をある程度持たせようというのが、TLACと言われるものです。

このような議論は、もとよりGLAC (General Loss-Absorbing Capacity)として始まりました。要は、一般の規制資本と異なり、破綻処理のときに損失を吸収できる資本ということです。それがTLAC (Total Loss-Absorbing Capacity)に変わったのは、バーゼル規制との整合性を確保するためです。なぜトータルかと申しますと、バーゼルの規制資本と合わせたトータルで何%の水準を確保させるかということを考えることにしたからです。

TLACについては、これから影響度調査や市場調査を行つて具体的な内容を決めることになりますが、現在のところ、バーゼル規制資本

八%とTLAC適格負債を合わせた形で、一六%から二〇%の水準を満たさなければならぬこととで合意されております。このでのバーゼル規制資本八%は、資本保全バッファーやG-SIBセーフティージャージを除いて算出されます。これらを除いて八%のところに、適格負債を八%から一二%乗せた形で一六%から二〇%を達成しなければなりません。

例えば、資本保全バッファーやG-SIBセーフティージャージを除いた上で、バーゼル規制資本を一〇%持つてゐる場合、八%を超える二%分はTLACとしてカウントしてよいとされていますので、TLAC適格負債としてこうした一部の資本も勘定してよいことになります。TLAC適格負債の要件としては、一般的には、劣後性要件（付保預金やデリバティブ負債等に劣後すること等）を満たす必要があります。今後、一六%から二一

○%とされている水準について、影響度調査や市場調査等を行つた上で、具体的に、一六%にする

のか、一八%にするのか、あるいは二〇%にするのかについて一年かけて検討し、来年のサミットで規制の最終化を目指すこととされています。

四、店頭デリバティブ規制改革

(デリバティブ市場の安全性の確保)

リーマンショックの後、非常に問題になりましたのが、デリバティブ市場の安全性の確保です。市場の誰かが破綻した場合に、取引相手を通じてその影響が伝播しないように、標準化された店頭デリバティブ取引を清算機関に集中させるとともに、清算集中されない店頭デリバティブ取引については、証拠金規制をかけて担保を持たせるという規制が導入される予定になっています。

(米国の規制)

米国では、非米国金融機関が米国人と一定額以上のお店頭デリバティブ取引を行う場合には、米国当局に登録しなければなりません。日本の金融機関が米国の金融機関の本店と一年間に八〇億ドル以上の取引をしますと、日本の規制と米国の規制の両方が、そうした取引を行う日本の金融機関に適用されることになります。この点に関し、域外適用の問題と二重規制の問題があるということで国際的に非常に議論が重ねられてきました。最終的には、外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもつて米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」が設けられることになりました。その後、日本本の規制が米国の規制と同等かということについて米国当局による審査及び当庁との交渉が行われ、最終的に、昨年一二月に概ね同等との評価が

なされました。

(EUの規制)

国際金融規制改革の最近の動向

欧洲も類似の取組みを行つてきています。今年の一〇月、日本の規制は欧洲の規制と同等という評価がなされました。したがいまして、こうした二重規制の問題は、日本については回避されましたが、米国と欧洲との間ではまだ決着をしていません。ブリスベン・サミットでも、店頭デリバティブ改革の実施において相互委任原則を奨励するとされました。これはこの問題の早期解決が残された課題の一つとなつているためです。

さらに、店頭デリバティブに関する情報を各法域レベル及びグローバルレベルで集約しようという取組みも進められております。

(五つの検討分野)

次に、シャドーバンキングを取り上げます。先ほど申しましたとおり、今回の金融危機は投資銀行の破綻から始まった問題であり、また、取りつけや信用大収縮は、レポ取引やOTCデリバティブといつたいわばシャドーバンキング・セクターを中心に起きたことですので、シャドーバンキングの改革が非常に重視されています。

シャドーバンキング分野の改革は、大きく申し上げて五つの柱に即して進められてきています。一つ目は、銀行とシャドーバンキングの間で危機の連鎖の伝播ルートをシャットダウンするため、銀行からシャドーバンキングへの資金供給を規制しようというものです。二つ目は、リーマ

五、シャドーバンキング

ン・ブラザーズが破綻した際のように、取りつけが起き、MMFがCPを引き受けなくなつて、実体経済に影響が出たり、ABCPプログラムが破綻したりするようなことがないよう、MMFの規制を改革しようというものです。

三つ目は、ヘッジファンドや投資銀行に対してもしっかりと規制を及ぼすというものです。四つ目は、証券化商品の発行者に適切なインセンティブを与える（リスク・リテンション）とともに、情報の適切な開示をさせようというものです。最後は、レポ取引が景気増幅効果を持つことに対する対処しようというものです。

(銀行)

銀行のシャドーバンкиングへの関与に関する点では、大口エクスポートジャー規制を入れたり、ファンド向け出資の自己資本規制上の取り扱いを厳しくしたりといったことが、バーゼル銀行監督委員会で定められました。

(MMF)

MMFについては、安定的基準価額方式ですと、損失を出したときに取りつけが起きかねませんので、変動的基準価額方式に移行することが一つの方策として提言されています。そうしますと、普通の投資信託のように日々の価額で取引することになりますので、先にお金をおろした人が得をするということがなくなり、取りつけは生じにくくなると考えられます。

他方、変動的基準価額方式への移行が、システム対応の面で非常に負担が大きいようであれば、安定的基準価額方式を維持した上で、損失吸収措置及びMMFからの資金流出防止措置を講じることとしてもよいとされています。具体的には、一

定の資本を積んでおく、あるいは償還停止措置が

(証券化商品)

とれるようにするといったことが考えられます。こうした二つのオプションが示されており、各国はいずれかの制度整備をしなければならないとされています。我が国においてMMFに関する二つのオプションのいずれをとるかについては、国際的な動向を踏まえながら引き続き検討しているところです。

(MMFを除くシャドーバンキング主体)

シャドーバンキングについては、業態によって果たしている経済的な機能が異なりますので、各

日本証券業協会の皆様に御協力いただき、トレーサビリティに関連する情報を充実させるとともに、透明性向上のための措置を実施していただいたところです。この場をかりて厚く御礼申し上げます。

(MMFを除くシャドーバンキング主体)

シャドーバンキングについても、業態によって果たしている経済的な機能が異なりますので、各

(レポ取引)

最後に、レポ取引について申します。この分野では、これまでに最低ヘアカット規制を入れることが合意されています。今後の取組みとしては、

ノンバンク同士の取引についても最低ヘアカツ

ト、つまり一定水準以上の掛け目の設定を義務づけるような規制を導入することについて検討することになっています。

(ロードマップ)

ブリスベン・サミットに提出されたロードマップでは、これまで申し上げてきた規制について、今後一、二年かけてさらに検討を深めることとされています。

六、アジアへの取組み

最後に、金融庁も、いよいよ平時監督モードに移って、国際的な業務では、例えばアジアとの連携といったことに取り組んでおりますので、この取組みについて簡単にお話をさせていただきたいと

思います。

我々が国際機関の会議に出ますと、当然、日本だけではなくアジアの代表として出席していると思われ、アジアの意見はどうかと聞かれことがあります。また、アジアの当局の動向については日本が一番詳しいと思われていることも間々あります。しかし、そこまで日本とアジアの連携がなされているだろうかという問題意識が一つあります。二つ目に、これから成長するのはアジアだということで、日本の金融機関がアジアの市場に進出する動きが目立つており、このような動きを支援したいという気持ちがあります。三つ目に、各国情の発展段階が多様な中で、アジアにおいて、資本市場の整備など、我が国として技術協力できる分野があるのではないかと考えています。このような考え方から、アジア諸国の金融当局者を研究員として受け入れたり、セミナー やシンポジウムを

開催したり、財務省とも連携をとりながら証券市場や証券取引法の整備のための技術支援をしたりといったことに一生懸命取り組んでいるところです。

取組みに当たっての課題として、欧米などと異なり、アジアの場合、国によつて発展状況にかなり差がある点に留意する必要があります。このため、一くくりに「アジアの支援」ということではなく、それぞれの国の発展状況に応じて、きめ細かく対応していかなければならぬと考へています。

七、まとめ

最初に戻つて今日のまとめをしたいと思います。今回のブリスベン・サミットで、金融危機対応としての金融規制改革について大きく中締めが

された形になりました。これまでの取組みを通じて、二〇〇七年から二〇一〇年頃までの間に起きた問題に対し、一通りの対応ができたということです。

ただし、残された課題もございます。例えば、バーゼル規制においては、「銀行の内部モデルへの疑念」に対する対応はこれから課題となります。具体的には、レバレッジ比率と自己資本規制との関係をどのように整理するか、内部モデルを使つた規制上の対応をどこまで銀行に認めるかといった検討課題が残されています。

しかし、これまでの規制対応はかなりの部分が進んだと評価されますので、金融庁としても、今後、いよいよ待ちに待つたニューノーマルの金融監督行政、規制行政に移れるのではないかと考えています。引き続き御指導を賜れればと思います。

駆け足になりましたが、これで私の話は終わらせていただきます。御清聴、どうもありがとうございました。（拍手）

増井理事長 どうもありがとうございました。国際金融規制改革について幅の広いお話をしていたとき、また、最後のほうでアジアとの関係についても取り上げていただきました。

まだ若干時間がございます。もし皆さんから御質問があればお出しいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

質問者A 本日はどうもありがとうございました。いっぱいあるのですが、時間もないようですので、とりあえず一つだけお伺いします。

流動性比率規制（L C R）について、二〇一〇年頃に出されたペーパーによりますと、通貨単位

で管理するということがかなり書かれていまし

た。今回のペーパーで開示に関連するところを見ますと、通貨は全部円に換算して管理し、通貨ごとの状況は定性要因のところで少し開示しなさいという程度の緩やかな書き方になつてているように思います。通貨単位での管理はどの程度行わなければならぬのでしょうか。

森田 開示については緩やかな書き方になつていますが、我々の発想としましては、通貨単位の管理もしっかりとやっていただきたいと考えています。リーマン・ブラザーズが破綻した後、特にドル建ての外貨調達が相当厳しいという事態が生じました。中央銀行六行で相互に資金融通を行う枠組みをつくっていただきましたので、問題はかなり緩和されました。我々としては、やはり通貨別の管理をしっかりとやっていただきたいと考えています。

質問者A ということは、主だった通貨につい

て、通貨との出入りの管理を日次ベースでしなければならない」ということですか。

森田 厳格に日次ベースの通貨別の出入りの管理まで求められるかどうかは別ですが、しっかりとやつていただきたいと考えております

質問者B T L A C の適格負債とは一体どのようなものかと考えていましたら、資料の32ページに「劣後性要件」と書いてありました。しかしながら、その下のバーゼル規制資本の中にも Tier2に劣後債などが入っています。この関係で、劣後の的な商品をどのように整理するかになるのでしょうか。どんどん劣後債を出していき、8%になるまではバーゼル規制資本に含め、そこから上は適格負債として整理するといった形で、単にイヤマークするだけなのかどうかということについて御教示いただきたいと思います。

次は、意見だけです、お答えは要りません。先

ほど御当局の考え方を伺いました。しかし、海外では、金融危機のときにまさにいろいろな問題が生じましたが、日本ではこれまでのところそそうした問題は生じていません。何よりも、M R F (個人投資家の証券売買資金の管理等に用いられる投資信託の一種) が決済実務の中で占めているウエイトが全く異なっていますので、海外と同様の規制を導入する必要があるのかどうかについて我々は根本的な疑問を持つています。これについてはお答えは要りませんが、我々の考え方を申し上げておきたいと思います。

森田 一つ目について御説明申し上げます。資料の32ページに劣後性要件が必要と書いてあります。今、バーゼル銀行監督委員会等では、劣後性要件を満たす適格負債と Tier2の関係をどう考えるかということが議論されていきます。Tier2は定義上ゴーンコンサーンの資本ですので、T L A C

との関係をどう整理するのか、中身について今後詰めていく必要があります。その意味で、今のご指摘は非常にポイントをついておられると感じました。

ただ、そうしたこともありまして、TLACの枠組みにおいては、どちらにカウントするのかというよりは、足して一六%から二〇%あればよい

という規制になっています。今後、更に国際的に詰めた議論が必要ですが、例えば、劣後債を大量に発行した場合、その劣後債がバーゼル規制の要件を満たしていれば、それは全部TLACとしてカウントしてよいことになると思いま

す。こういう仕組みをとりますと、預金の受入やデリバティブ取引は子銀行や現地法人レベルで行われており、持株会社はあくまでも経営管理主体でするので、自らはそういう取引を行っていないことになります。したがいまして、持株会社レベルで破綻処理が行われ、持株会社レベルの一般普通社債、シニア債が損失吸収に充てられたとしても、

子銀行にある預金やデリバティブ取引に悪影響が及ばない形で破綻処理ができることになります。このため、持株会社レベルで発行しているものに

ればならないのかという問題があります。この点

については、シニア債でもTLACとしてカウントすることができるのこととされており、国際的にはこれを「構造的劣後」と言っています。何らかの形の劣後性が必要だというのは、実は、法的な劣後だけでなく、肝は、税金を使わないで、デリバティブや付保預金に悪影響を与えない形で処理ができるようになります。したがいまして、どのようなものならよいのかということについて、どの人も詰めの話が今後行われていくことになります。

先ほどご指摘のあつた最後の点について一点申します。御指摘は非常に重要な点として、金融庁としましては、国際的にも、アジアにおけるMMFやシャドーバンクの位置づけは、欧米とは全く異なっているということを累次主張してきています。アジアでシャドーバンクと言う場合、中企業や個人に対する貸金業者のようなものが大

きなシェアを占めています。これらは別段リスクの高い業務を行つていてるわけではなく、むしろ金融仲介に必要不可欠な役割を果たしています。日本-MMFについても、御指摘のようにMMFが金融危機の原因になるようなことはあまり想定されないので、今の国際合意をこえて、大きく過剰規制をする必要はないということを国際的には主張してきているところです。

質問者A 先ほど御回答のあつた持株会社のシニア債に関連しまして、ペーパーをよく読みますと、非適格債務がないことが条件になつております。また、その非適格債務の中には税金債務が含まれています。ネグリジブルなので無視しろということだらうと思いますが、厳密に申しますと、持株会社レベルでシニア債を発行しても、税金債務があるために非適格債務が存在することになつて、構造劣後性は完全には満たせないのでないかと

いう考え方もあるかと思います。そこはやはり小
さいから無視してもよいと考えればよいのでしょ
うか。

（もりた ときお・金融庁総務企画局国際担当参事官）

森田 非常に鋭い御指摘だと思います。そこは
我々も気づいており、交渉の過程で指摘していま
す。ペーパーの書き方はともかくとして、国際的
な交渉の場では、持株会社での一般シニア債につ
いては、構造劣後性を満たしていると考えてもよ
いということになつていると御理解いただければ
と思います。

増井理事長 まだいろいろと質問されたい点があ
るかもしれません、そろそろ時間がまいました
たので、今日はこのあたりで終わりにしたいと思
います。

最後に、森田参事官にもう一度拍手をお願いい
たします。（拍手）

（本稿は、平成二六年二月十五日に行われた
講演会の記録で、文責は当研究所にある。）

国際金融規制改革の最近の動向

森 田 宗 男 氏

略 歴

1985年大蔵省（銀行局総務課）入省。国際通貨基金理事補、国際金融局総務課、証券局総務課調査室、金融企画局企画課及び信用課、副大臣秘書官、国際通貨基金審議役等を経て2007年より金融庁。金融庁監督局証券課長、同銀行第一課長を経て現職。

現在の役職：金融庁総務企画局国際担当参事官（2012年9月～）

「国際金融規制改革の最近の動向」



平成26年12月15日
金融庁 森田 宗男

* 本資料において、意見にわたる部分は、説明者の個人的な見解であり、金融庁の公式見解を示すものではない。

目次

| | |
|-----|----------------------------------|
| I. | 国際金融規制改革の動き |
| 1. | 総論 3 |
| 2. | バーゼルⅢ 12 |
| 3. | SIFIsに対する包括的な取組 18 |
| 4. | 店頭デリバティブ規制改革 41 |
| 5. | シャドーバンキング 49 |
| 6. | 金融規制改革の日本国内の実施状況について 58 |
| II. | 金融規制改革以外の国際的取り組み |
| 7. | 二国間及び地域間の貿易協定(TPP・EPA等) 61 |
| 8. | アジアへの取り組み 63 |

I . 国際金融規制改革の動き

2

総論

3

G20ブリスベン・サミット首脳宣言(2014年11月16日)（抜粋）

本文

より強固で、より強じんな世界経済の構築

12 世界経済の強じん性及び金融システムの安定性の強化は、成長及び発展を支える上で極めて重要である。我々は、金融危機に対応して我々が行った中核的なコミットメントの重要な面を達成した。銀行の資本及び流動性ポジションを改善し、デリバティブ市場をより安全にするための我々の改革は、金融システムにおけるリスクを低減させる。我々は、グローバルなシステム上重要な銀行に対し、こうした銀行が仮に破たんした際に納税者を一層保護する追加的な損失吸収力を持つよう要求する。別添に示された金融安定理事会（FSB）の提案を歓迎する。シャドーバンキングに係る枠組みの達成に関して進展があり、我々は、更なる取組のために更新されたロードマップを承認する。我々は、銀行とソーバンクとの間のリスク経路を縮小する措置に合意した。しかし、より強固で、より強じんな金融システムを構築するため、決定的に重要な作業は残っている。現下の課題は、新たなリスクに引き続き注意を払いつつ、我々の政策枠組みの残っている要素を最終化することであり、また、合意した金融規制改革を完全に実施することである。我々は、規制当局に対し、合意されたG20のデリバティブ改革の迅速な実施における更なる具体的な進展の達成を要請する。我々は、国・地域が、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励する。我々は、これらの改革の実施及び効果について報告するというFSBの計画、FSBの今後の優先事項を歓迎する。我々は、国家債務再編のプロセスの秩序及び予見可能性を強化するためになされた進展を歓迎する。

別添

今後の課題

金融安定理事会（FSB）の、破たん処理の際の追加的な損失吸収力をを持つことをグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に求める国際的に合意された基準を策定するための提案は、2015年のサミットまでにいかなる最終的な措置として合意される前に、市中協議、厳密な定量的影響度調査及び更なる調整がなされる予定である。影響度分析は、この規制が、新興市場の銀行、EMEs（新興経済地域）に本部を置くG-SIBs及び国有銀行に及ぼす影響への考慮を含む。

4

G20ブリスベン・サミット首脳宣言(金融規制関係)要旨

金融規制改革の現状評価

- 金融危機への対応としての金融規制改革は、概ね達成。今後は、新たなリスクに注意を払いつつ、合意した事項の完全実施が中心。

1. TLAC(Total Loss-Absorbing Capacity)

- G-SIBsの破たんの際に、納税者を一層保護する追加的な損失吸収能力を求めるFSBの提案を歓迎。

2. 店頭デリバティブ改革

- 店頭デリバティブ改革の実施における、相互委任原則を奨励。

3. パーゼルⅢ

- 銀行の資本及び流動性ポジションを改善するための改革は、金融システムにおけるリスクを低減。

4. シャドーバンキング

- 更なる取組のために更新されたロードマップを承認。

5. FSB代表権

- FSBにおける新興経済地域の代表の増大及びFSBの実効性を維持するための他の取組を歓迎。

5

国際金融規制改革の最近の動向

| 金融庁設置以降の流れ-金融安定化を中心に- | |
|---|---------------------|
| 日本 | グローバル |
| ペイオフ凍結(預金全額保護) | 1995年 6月 |
| 三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行破綻 | 1997年 11月 |
| 金融監督庁発足 | 1998年 6月 |
| 金融国会(金融再生法、早期健全化法成立) 日本長期信用銀行国有化 日本債券信用銀行国有化 早期健全化法に基づく資本注入 | 9月 10月 |
| 金融庁の発足 | |
| 改正預金保険法施行(金融危機に対する恒久的措置の導入) 緊急経済対策(不良債権処理の2年3年ルール) 改革先行プログラム(特別検査の実施) | 1999年 12月 |
| より強固な金融システム構築に向けた施策(不良債権処理の5割8割ルール) 金融再生プログラム(資産査定の厳格化・企業再生・貸し済り対策) | 2000年 7月 |
| | 2001年 4月 |
| | 10月 |
| | 2002年 4月 |
| | 10月 |
| | ITバブルの崩壊 |

6

| 金融庁設置以降の流れ-金融安定化を中心に- | |
|--|--|
| 日本 | グローバル |
| 産業再生機構業務開始(2007年3月解散) りそな銀行に対する資本増強決定 足利銀行の国有化 | 2003年 5月 6月 11月 |
| 金融機能強化法施行 金融改革プログラム | 2004年 6月 8月 12月 |
| ペイオフ解禁 | |
| 金融商品取引法成立(2007年9月施行) | 2005年 4月 |
| バーゼルⅡ導入 ペター・レギュレーション | 2006年 6月 |
| | 2007年 3月 7月 |
| | 8月 9月 |
| | BNPパリバ、傘下ファンドの解約を凍結 英国 ノーザン・ロックへの取り付け |

7

金融庁設置以降の流れ—金融安定化を中心にして—

| 日本 | グローバル |
|------------------|--|
| | 2008年 |
| | 3月 JPモルガン、ベア・ストーンズを救済買収 |
| | 9月 リーマン・ブラザーズの米国持株会社が倒産手続開始 |
| | FRB、AIGの救済案を公表 |
| 大和生命破綻 | 10月 英国、RBSに200億ポンドの資本注入。 |
| | 10月 第1回G20首脳会合、金融市場改革移行のための諸原則に合意。 |
| | 11月 米当局、シティグループに対する救済案を発表(翌1月にはバンク・オブ・アメリカの救済案を公表) |
| | 2009年 |
| | 6月 米当局、金融規則改革案を発表。 |
| | 欧州理事会、欧州金融監督システムを提言。 |
| | 2010年 |
| | 4月 ギリシャ支援策等の発動の要請 |
| | 7月 米国ドッド・フランク法の成立 |
| | バーゼルⅢの合意成立(GHOS) |
| 日本振興銀行破綻(ペイオフ発動) | 9月 |
| | 2011年 |
| | 6月 G-SIBに関する措置に合意 |
| | ベルギー・フランス・ルクセンブルク政府、デクシア銀行救済等に合意。 |
| | 10月 EU、ユーロ圏首脳会合: 欧州危機に対処すべく包括的な施策に合意。 |
| | 11月 FSB、「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(Key Attributes)公表。 |

金融庁設置以降の流れ—金融安定化を中心とした一

| 日本 | グローバル |
|--|--|
| | <p>2012年</p> <p>6月 スペイン・キプロス政府、ユーロ圏諸国に金融支援要請。 9月 欧州委員会、単一銀行監督制度(SSM)に関する提案公表。 (2013年10月、ECOFIN承認手続き完了)</p> |
| 店頭デリバティブ取引の中央清算を通じた決済及び取引情報蓄積機関への取引の報告に関する改正金商法施行。 | <p>11月</p> |
| | <p>2013年</p> <p>3月 パーゼルⅢの段階的実施の開始 IMF・キプロス政府は、キプロス支援策に合意。 (Cyprus popular Bankの破綻処理)</p> <p>6月 EU財務相会合、銀行破綻処理指令について加盟国間合意。</p> |
| 改正預金保険法施行 (証券会社、保険会社、持株会社等に対する金融システムの安定を図るための秩序ある処理についての措置導入) | <p>2014年</p> <p>1月 パーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みの見直しについて合意。</p> <p>4月</p> <p>10月 ECB、欧州内銀行に対する包括的な資産レビューの結果を公表</p> <p>11月 ブリスベン・サミット ・G-SIBリストの公表 ・TLAC市中協議用提案の公表</p> |

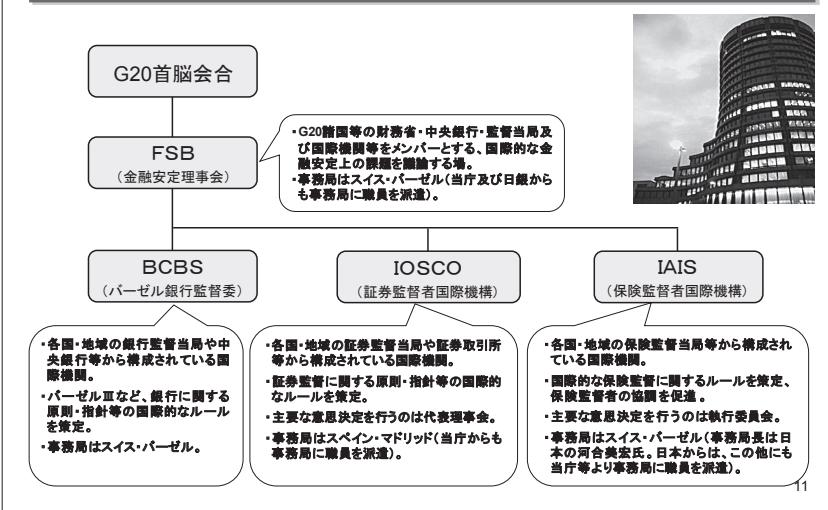
国際金融規制改革の最近の動向

金融危機対応としての金融規制改革

| 日時 | 出来事 | 浮かび上がった論点の例 | 国際的な金融規制改革の例 |
|---------------|--|---|---|
| 2007年8月 | パリバ・ショック 証券化商品へ投資していた 傘下ファンドの解約を凍結 | 証券化商品を巡り、 - 安易な格付けと利益相反 - 格付けに頼った投資 - 証券化商品への過大な信頼 - OTDモデルの問題(オリジネーターの安易な貸出等) | 格付け会社への規制・監督の導入 機械的格付け依存の抑制 証券化商品に対する資本賦課の増大(バーゼル2.5) 証券化商品のリテンション義務 |
| 2007年9月 | ノーザン・ロック経営危機 | 資産・負債の期間ミスマッチ | 安定調達比率(NSFR)等 |
| 2008年3月 | ペア・スターンズ事業上の 破綻 (JPモルガンが救済合併) | ノーバンクの破綻処理法則が未整備 | Key Attributes(金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性)の策定 |
| 2008年9月 | リーマン・ブラザーズ破綻 ⇒ 信用大縮緬 | 投資銀行への規制・監督が不十分 インターバンク・マーケットの機能不全 OTCデリバティブ市場の混亂(早期解約条項の一斉行使と担保の投売り) レボ市場の収縮と景気増幅効果 MMFの元本割れと取りつけ プライム・ブロー・カレッジ・サービスを提供する投資銀行への取引づけ | G-SIFIの枠組み 流動性比率規制(LCR)等 OTCデリバティブ改革(清算集中機関の利用等)と一時的なストライドの導入 レボ・証券貸借取引の規制 MMFの規制改革等 担保の再利用(リハイポ)による議論 |
| AIGのベイリ・アウト | 非伝統的業務を行う保険会社への規制・監督が不十分 | G-SIIの枠組み | |
| 2008年11月 ～ | シティバンク、バンク・オブ・ アメリカ等のベイリアウト | To Big To Fail(大きすぎて潰せない)の問題 規制資本の質・量が不十分、高レバレッジ | G-SIBの枠組み、RRP(再建・処理計画)、TLAC等 バーゼルIII、レバレッジ比率規制、 銀行の内部モデルへの疑念 |

10

金融危機を受けた新たな国際交渉の枠組み



11

バーゼルⅢ

12

バーゼル委の取組み(強じんな金融機関の構築)

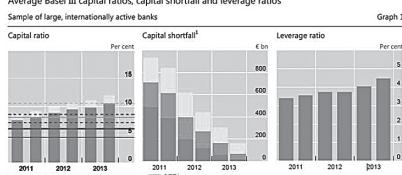
G20ブリスベン・サミット首脳宣言(抜粋)

「銀行の資本及び流動性ポジションを改善し、デリバティブ市場をより安全にするための我々の改革は、金融システムにおけるリスクを低減させる。」

今までの主な取組み

- 自己資本の質・量の向上(自己資本の要件の厳格化、自己資本比率の最低水準の段階的引上げの段階的な実施)
- 流動性規制(流動性カバレッジ比率(LCR)の導入及び安定調達比率規制(NSFR))の導入

Average Basel III capital ratios, capital shortfall and leverage ratios



^a the height of each bar shows the aggregated capital shortfall considering requirements for each tier (ie CET1, Tier 1 and Total) of capital.

Source: Basel Committee on Banking Supervision, Basel III Monitoring Report, September 2014.

Liquidity Coverage Ratio and Net Stable Funding Ratio

| | Liquidity Coverage Ratio | | Net Stable Funding Ratio | | | |
|---------|--------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------|-------|-------|
| | Group 1 banks | Of which G-SIBs | Group 1 banks | Of which G-SIBs | | |
| sample | 134.1 | 100.1 | 134.1 | 100.1 | | |
| gentle | 135.1 | 138.2 | 298.3 | 118.3 | 112.7 | 134.7 |
| | 118.3 | 118.0 | 156.1 | 109.6 | 101.1 | 116.5 |
| gentile | 101.2 | 101.6 | 101.0 | 94.5 | 91.2 | 105.0 |
| | 43.0 | 83.2 | 10.5 | 60.9 | 72.6 | 7.2 |
| | 119.2 | 121.9 | 131.8 | 111.1 | 107.6 | 111.7 |

- ※1 Group 1 banksは、Tier1が30億ユーロ超、かつ国際的に活動している銀行を指し、それ以外はGroup 2 banksとなる。
 ※2 流動性カバレッジ比率(LCR)については、2015年から段階的に実施(当初は60%)し、2019年に完全実施(100%)。
 ※3 安定調達比率(NSFR)については、2018年から実施見込み(要求水準は、100%)。

13

国際金融規制改革の最近の動向

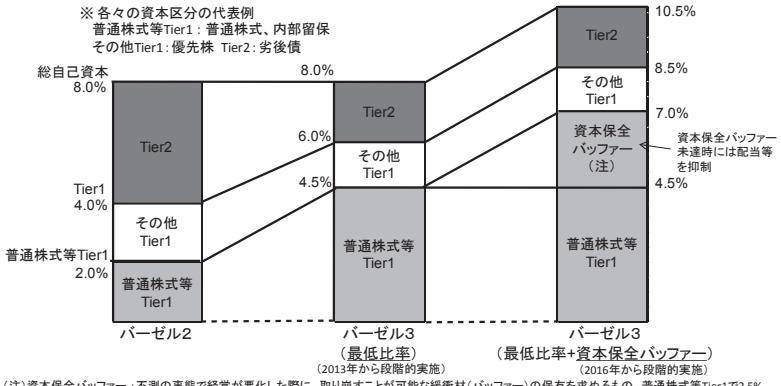
自己資本の質・量の向上①

- 銀行の健全性確保の観点から、銀行に対して、十分な自己資本の保有を義務付け。
- バーゼルⅢでは、銀行の健全性を更に高める観点から、自己資本の質の向上、量の強化を企図。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{総自己資本}}{\text{資産額} \times \text{リスクに応じた掛け目(ウェイト)}}$$

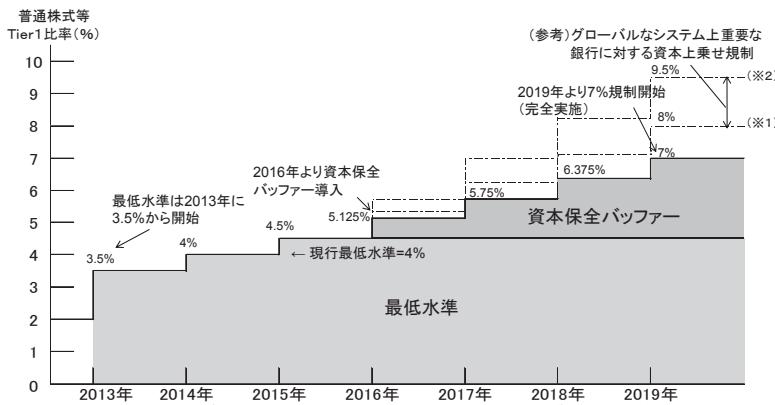
※ 各々の資本区分の代表例

普通株式等Tier1：普通株式、内部留保
その他Tier1：優先株 Tier2：劣後債



自己資本の質・量の向上②

◇ 2013年～2019年の段階的実施のイメージ(普通株式等Tier1比率のみ)



レバレッジ比率

(目的)

- ・銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- ・簡易な指標としてことで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{資本(新定義のTier1)}}{\text{エクスポート・ジャーナル(オーバーラン項目 + オーバーラン項目)}}$$

(基準の見直し)

- ・2011年1月より移行期間を開始。2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。
- ・試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に、今後最終調整。

16

流動性規制の導入

① 流動性カバレッジ比率(LCR:Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- ・金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を保有することを求めるもの。
- (基準の概要) 2015年から段階的に実施し、2019年に完全実施

$$LCR = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要となる資金流出額}} \geq 60\% \Rightarrow 100\% \\ (2015年) (2019年)$$

② 安定調達比率(NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- ・売却が困難な資産(所要安定調達額。オフ・バランスシートを含む)を持つのであれば、これに対応し、十分な中長期等に安定的な調達(負債・資本)をすることを求めるもの。
- (基準の概要) 2018年から実施見込み

$$NSFR = \frac{\text{安定調達額(資本 + 預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産 × 流動性に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

17

システム上重要な金融機関(SIFIs)に対する包括的な取組

18

システム上重要な金融機関

- 金融危機において、一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大きすぎて潰せない」モラルハザードの問題に対処するため、「システム上重要な金融機関 (Systemically Important Financial Institutions: SIFIs—シフィーズ)」について①破綻予防のための規制枠組み、②円滑な破綻処理の枠組み、③監督の実効性の向上等を検討し、順次実施。

| グローバルな システム上重要な金融機関 | | 国内の システム上重要な金融機関 |
|------------------------|---|---------------------|
| 銀行 | 2011年から毎年11月に G-SIBsのリストを公表 | 2012年10月に枠組みを公表 |
| 保険 | 2013年7月G-SIIsの当初リストを公表 | 未定 |
| その他 | 市場インフラやノンバンク等 について検討中 〔ノンバンク等については、2014年1月 選定手法の市中協議文書を公表〕 | 未定 |

19

システム上重要な金融機関 —グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）規制の概要—

- バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、世界70社超の大手銀行につき、5つの基準に対応した12の指標を用い、各社の点数を算出。

（参考）

1. 5基準とは、①「グローバルな活動」、②「規模」、③「相互連関性」、④「代替可能性／金融インフラ」、⑤「複雑性」
2. 12 指標とは、①規模、②金融機関向け与信、③金融機関からの債務、④発行済有価証券、⑤決済取引、⑥カストディ資産、⑦引受額、⑧OTC デリバティブ想定元本、⑨売買目的有価証券及びその他有価証券、⑩レベル3資産、⑪対外与信、⑫対外債務。

- 一定以上の点数となった銀行は、G-SIBに選定され、点数に応じて4グループに区分される。（注：第5区分は該当社がないことを前提に設定。）

20

グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）

G-SIBsリスト（2014年11月公表）

※2013年度末データを元に算出

| 【パケット5（3.5%）】 | 【パケット1（1.0%）】 |
|-----------------------|----------------------|
| — | 中国農業銀行（中）→今回追加 |
| 【パケット4（2.5%）】 | バンク・オブ・チャイナ（中） |
| HSBC（英） | バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（米） |
| JPモルガン（米） | BBVA（スペイン） |
| 【パケット3（2.0%）】 | BPCE（仏） |
| バークレイズ（英） | クレディ・アグリコル（仏） |
| BNPパリバ（仏） | 中国工商銀行（中） |
| シティグループ（米） | ING（オランダ） |
| ドイツ銀行（独） | みずほフィナンシャルグループ（日） |
| 【パケット2（1.5%）】 | ノルディア（スウェーデン） |
| バンク・オブ・アメリカ（米） | サンタンデール（スペイン） |
| クレディ・スイス（スイス） | ソシエテ・ジェネラル（仏） |
| ゴールドマン・サックス（米） | スタンダード・チャータード（英） |
| 三菱UFJフィナンシャルグループ（日） | ステート・ストリート（米） |
| モルガン・スタンレー（米） | 三井住友フィナンシャルグループ（日） |
| ロイヤルバンク・オブ・スコットランド（英） | UBS（スイス） |
| | ウニクレディト（伊） |
| | ウェルス・フーゴ（米） |
| | （パケット内 アルファベット順） |
| 計30行 | |

（注1） G-SIBsは、各区分に従い、バーゼルの規制水準に上乗せした自己資本を求められる。
今回公表されるリストに基づき、2016年から段階的に実施され、2019年から完全実施される予定（リストは毎年更新）。

21

システム上重要な金融機関

— グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) について —

選定基準 (2013年7月公表)

○銀行セクターと共に4カテゴリーに保険セクター独自の「非伝統的保険業務・非保険業務(non-traditional and non-insurance activities)」を加えた全5カテゴリーを設定。

(参考) 各カテゴリーのウエイト

| | 規模 | 相互連関性 | 代替可能性 | グローバルな活動 | 非伝統的保険業務・非保険業務 | 複雑性 |
|--------|-----|-------|-------|----------|----------------|-----|
| 保険セクター | 5% | 40% | 5% | 5% | 45% | |
| 銀行セクター | 20% | 20% | 20% | 20% | | 20% |

※ 伝統的な保険業は、一般的に金融システムに与える影響は小さいが、金融保証（モノライン）などの「非伝統的保険業務・非保険業務」は、潜在的なシステム的・リスクが高いため、高いウエイトを付している。

政策措置 (2013年7月公表)

○G-SIIに対し、①「監督の強化」(グループ監督・流動性)、②「破綻処理可能性の向上」(FSB・Key attributesの適用)、③「より高い損失吸収力の賦課」(資本の上乗せ基準)からなる政策措置を提案。
 ○保険のシステム的・リスクの源泉は「非伝統的保険・非保険業務」であるとの前提の下、同業務を行うエンティティに対し、上記措置を重点的に適用。上記③については、保険では健全性に関する国際統一基準がないため、継続的な課題となっている。(2015年末に基準最終化、2019年1月より適用開始)

22

グローバルなシステム上重要な保険会社 (G-SIIs) の選定

2013年7月 : FSB G-SIIsの「当初リスト(9社)」(※1)を公表(→銀行と同様、毎年11月にリストを更新)。再保険会社の取扱いは、結論を1年先送り。

(※1) 当初リスト: アリアンツ(独)、AIG(米)、ジェネラリ(伊)、アビバ(英)、アクサ(仏)、メットライフ(米)、平安生命(中)、ブルデンシャル(米)、ブルデンシャル(英)の9社。(日本社は選定されず。)

2014年11月 : 「第2回リスト」公表(当初リストと同じ9社)。再保険会社の取扱いを(再度)先送りし、2015年11月までに結論を出す方向。



- 再保険問題の解決のため、選定手法の見直しを含めた検討が行われる見込み。

(2014年11月 F S B プレスリリース(抜粋)

3. (中略) FSB は、IAIS 及び各国当局と協議し、2013 年にG-SIIs に選定された9 社を、2014 年版G-SIIs として選定し、選定手法の更なる開発を行うまでの間は、再保険会社をG-SIIs の選定対象とする取扱いの延期を決定した。
4. IAIS は、2015 年11 月までに、元受保険、再保険及びグローバルな保険会社が行うその他金融活動の全てに対し適切に対応できるようにするため、必要に応じて、G-SIIs の選定手法の更なる開発を行う予定である。改定されたG-SIIsの選定手法は2016 年から適用される予定である。

23

グローバルなシステム上重要なノンバンク (非銀行・非保険)について

- 2011年11月のG20カンヌ・サミットの要請を受け、FSB(金融安定理事会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)では、グローバルなシステム上重要なノンバンク(NBNI: Non-Bank Non-Insurance G-SIFI)を選定するための特定メソドロジーを策定中。
- 2013年9月のG20サンクトペテルブルク・サミットにおける合意を受け、2014年1月、FSB及びIOSCOは、NBNI G-SIFIの特定メソドロジーの市中協議文書を公表。
- 上記の特定メソドロジーの策定作業のほか、今後、NBNI G-SIFIに対する政策措置についても検討する予定。

24

システム上重要な金融機関 —①破綻予防のための規制の枠組み—

- G-SIBは、各区分に従い、**バーゼルⅢの規制水準に上乗せ**した自己資本(additional loss absorbency)を求められる。

| 区分（パケット） | 第1 | 第2 | 第3 | 第4 | 第5 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 普通株資本上乗せ幅 | 1.0% | 1.5% | 2.0% | 2.5% | 3.5% |

- 本規制は、2011年11月にG20首脳が了承。**2016年年初から段階的に実施され、2019年年初から完全実施される予定。**

25

システム上重要な金融機関

— ②実効的な破綻処理枠組みに関する国際基準（2011年11月公表） —
(Key Attributes of Effective Resolution Regimes for Financial Institutions)

○金融機関の破綻処理に関し、納税者に損失を負わせることなく、システムickな損害を防ぐ枠組みとして以下を提示。

- ① 破綻処理制度の改善(当局が有すべき破綻処理の権限を国際基準として整理)
- ② 再建・処理計画(recovery and resolution plans: G-SIFI毎に危機対応計画の策定を義務付け)
- ③ 破綻処理のしやすさの評価(resolvability assessments: 一定の基準に基づきG-SIFI毎に評価)
- ④ 当局間の協力取極め(G-SIFI毎に締結。取極めの内容を整理)
- ⑤ 破綻処理コストの負担方式(破綻時に債権者に負担を負わせる方式(ペイル・イン)を選択肢の一つとして提唱)

26

Key Attributes の概要 (1)

1. 目的

- ・株主や無担保債権者に損失を吸収させることを可能とするメカニズムを通じて、
- ・重要な経済的機能を確保し、
- ・納税者負担を回避しながら、
- ・深刻な金融システムの混乱を回避しつつ、
- ・金融機関を破綻処理することを可能とする。

2. 対象金融機関

- ・破綻処理制度は、あらゆるシステム上重要な金融機関に対し適用されるべき

3. 当局の権限

- 破綻処理を行う当局は、以下を行う権限を含む、広範な権限を有するべき
- ・経営陣の選解任、破綻金融機関を管理する者の任命
 - ・破綻金融機関の財産の管理処分(契約の解除、資産の売却等)
 - ・(破綻金融機関の重要な機能を維持するため)プリッジ(承継)金融機関の設立
 - ・「ペイルイン」(無担保債権のカット又は株式化)の実行 等

27

Key Attributes の概要 (2)

4. 早期解約条項の発動の停止

- ・破綻処理を行う当局は、デリバティブ契約等の早期解約条項(注)の発動を一時的に(例えば、2営業日以内に)停止する権限を有すべき。

(注)当局による管理等の事由が生じた場合に(その実態の如何を問わず)自動的に解約となることを定めた条項

5. 破綻処理のための基金

- ・秩序だった破綻処理のためになされる一時的な資金提供のコストを賄うため、民間資金で賄われる預金保険、破綻処理基金、又は業界から事後徴収するメカニズムが設けられるべき
- ・当局による一時的な資金供給は、モラルハザードを防止するため、厳格な要件の下でなされるべき。

6. クロスボーダーの協力のための法的枠組み

- ・破綻処理を行う当局は、他国の当局と協調しながら破綻処理を行う権限を有すべき

7. グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)について再建・処理計画を策定

8. G-SIFIs毎の破綻処理の実行可能性の評価

28

システム上重要な金融機関

— ③監督の密度と実効性の確保 —

○ 金融安定理事会(FSB)は、システム上重要な金融機関に対するより密度が高く実効的な(intensity and effectiveness)監督へ向け、2010年11月、以下の勧告を含む最初の報告書を公表。本勧告を受け、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び保険監督者国際機構(IAIS)ではコア・プリンシプルを改訂。

- ・監督当局のマンデートの拡充、監督当局の独立性・リソースの強化
- ・監督当局の監督上の権限の拡充、財務諸表分析の利用等を含む監督技法の改善
- ・基準設定主体による監督力レッジ等の作業の継続 等

○ 最近の監督を巡る議論の力点 (FSBによる進捗報告書(2014年4月)における主要論点)

1. 当局のマンデート・リソース・独立性・対応力
2. 当局の取締役会との積極的な意思疎通
3. 当局のビジネスモデルへの理解の深化
4. 当局が把握する情報の信頼性の向上
5. ストレステストの拡充
6. 再建・処理計画実務とSIFI監督実務との連携強化
7. 國際協力(情報交換等)の強化
8. 金融市场インフラの利用に伴うリスクへの理解の深化

29

システム上重要な金融機関

—④破綻時の損失吸収力—

○ G20サミット首脳宣言(仮訳)

(2013年9月5-6日 於: サンクトペテルブルク)

68. 我々は、基準設定主体と協議しつつ、2014年末までに、グローバルなシステム上重要な金融機関の破綻の際の損失吸収能力の充実性に関する提案を評価し、策定するようFSBに求める。我々は、銀行構造改革は破綻処理の実行可能性を促進し得ることを認識し、FSBに対し、IMF及びOECDと協働して、国毎の状況を勘案しつつ、クロス・ボーダーの整合性及び世界的金融安定性の影響を評価し、次回のサミットで報告することを求める。

○ G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明(仮訳)

(2014年9月20-21日 於: ケアンズ)

6. 我々は、大規模複雑で、相互に連関しているために、その破たんが経済及び金融セクターに大きな混乱を及ぼし、潜在的に納税者に深刻な損失を生じさせ得るような、グローバルな銀行及び保険会社を特定した。我々は、グローバルなシステム上重要な銀行に対しより厳格な資本の要件を定めてきた。我々は、こうした銀行が仮に破たんした際に納税者を一層保護する追加的な損失吸収力によって、大き過ぎて潰せない問題に対処するための提案の諸条件の明確化における、今日までに達成された大きな進展を歓迎する。我々は、FSBが、ブリッジ・サミットに間に合うよう提案を提出できる状況になるといい、FSBの声明を歓迎する。この提案は、今後、市中協議及び定量的影響度調査が行われ、いかなる最終的な措置としての合意よりも前に、追加的な修正がなされる可能性がある。

30

TLAC(Total Loss-Absorbing Capacity)

G20ブリッジ・サミット首脳宣言(仮訳)

「我々は、グローバルなシステム上重要な銀行に対し、こうした銀行が仮に破たんした際に納税者を一層保護する追加的な損失吸収力を持つよう要求する、別添に示された金融安定理事会(FSB)の提案を歓迎する。」

■ G20サンクトペテルブルク・サミット(2013年9月)

FSB(金融安定理事会)に、2014年末までに、破綻時の損失吸収力に係る「提案」を行うよう求める。



■ 2014年11月10日

FSBは、破綻時の損失吸収力に係る「提案」について、市中協議文書を公表。

- ✓ 我が国の対象は、3メガ
- ✓ 既存のバーゼル規制資本+その他適格負債等の合計で算出(バーゼル3と整合的)
- ✓ 水準は、連結ベースRWA比16%~20%
- ✓ 預金保険制度の強靭性を考慮



■ 2015年中

定量的影響度調査、市場調査等を経て、必要な修正を加えた後、基準として最終化。
適用時期は、早くとも2019年1月。

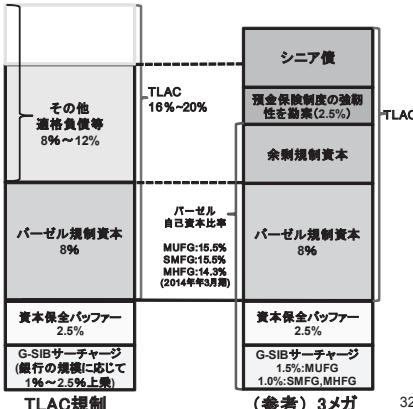
31

市中協議文書に盛り込まれたTLACの内容(概要)

TLAC: Total Loss-Absorbing Capacity

破綻時の損失吸収力は、①既存のバーゼル規制資本、②その他適格負債等の合計として算出。

- 規制対象: グローバルなシステム上重要な銀行（但し、新興国は適用除外）。
- 水準: 連結ベースRWA比16%～20%以上かつ、レバレッジ比率の分母比6%以上。（具体的な水準は、QIS(定量的影響度調査)を踏まえ、2015年中に決定）
- 適格性: 劣後性要件（付保預金やデリバティブ負債等に劣後すること等）、残存期間が1年以上であること等の要件を満たすもの。
- 預金保険制度: 預金保険制度の強靭性を勘案し、RWA比で2.5%又はそれ以上を算入可。
- グループ内TLAC: 國境を越えた破綻処理の円滑な進行のため、重要な子会社への出資・融資等（グループ内TLAC）が求められる。
- 適用時期: 早くとも2019年1月。

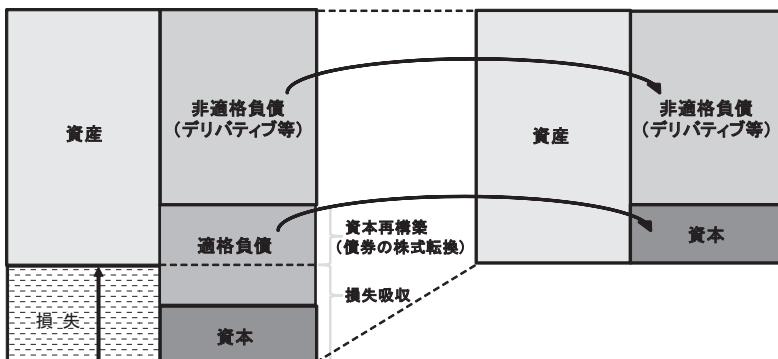


32

破綻時の損失吸収力を用いた破綻処理のイメージ

破綻金融機関のB/S

承継金融機関のB/S



33

国際金融規制改革の最近の動向

(参考)クロスボーダーの破綻処理の課題への対応

(背景・目的)

- ◆ リーマン危機の際、デリバティブ取引相手先が一斉に早期解約権行使したことから、デリバティブ市場が大きく混乱し、危機が深化・伝播
⇒ 各国が早期解約権行使を一時停止(ステイ)することを可能とする制度整備を実施
- ⇒ クロスボーダーの破綻処理において、早期解約権のステイを対外的にも有効とする必要

(参考) 20か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（抄）（2014年4月10~11日 米国・ワシントンD.C.）
『グローバルなシステム上重要な金融機関の破たん処理可能性を向上させるため、我々は、破たん処理の実行のクロスボーダー相互承認に係る取組みにおける不確実性を軽減すること（中略）に、コミットする。』

2014年10月

(ISDAによるプレスリリース)

- ◆ デリバティブ契約の主要取引業者18行（日本からは3メガ+野村）が、国際スワップ・デリバティ協会（ISDA）のプロトコル（注）を自主的に採用

（注）ISDAマスター契約（国際的に広く用いられているデリバティブ契約等の標準契約書）が外国法準拠であっても、母国当局が行ったステイの効力に服することを主な内容とする変更・補充契約

(FSBによるプレスリリース)

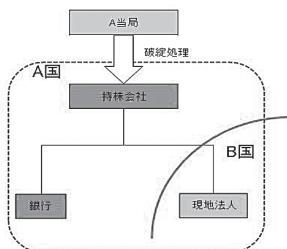
- ◆ クロス・ボーダーでの破たん処理の実効性向上にとって重要な一步であるとして歓迎
- ◆ 当局は、2015年末までに必要な規制や監督上の措置により、この採用プロセスを支援

34

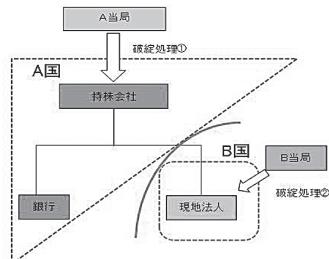
国際的な金融機関グループの破綻処理のアプローチ

- 国際的な金融機関グループの破綻処理のアプローチとしては、大きく分けて、SPE (Single Point of Entry)とMPE (Multiple Point of Entry)の2つのアプローチが存在。
- SPEは、破綻金融機関の本店の属する国の当局（母国当局）主導の下、持株会社一社の破綻処理（資本増強や流動性供給）を通じて、グループ全体を一括して破綻処理を実施するアプローチ。
- MPEは、金融機関グループに対して、関係する各国当局がそれぞれにおいて破綻処理を実施するアプローチ。

SPE (Single Point of Entry)



MPE (Multiple Point of Entry)



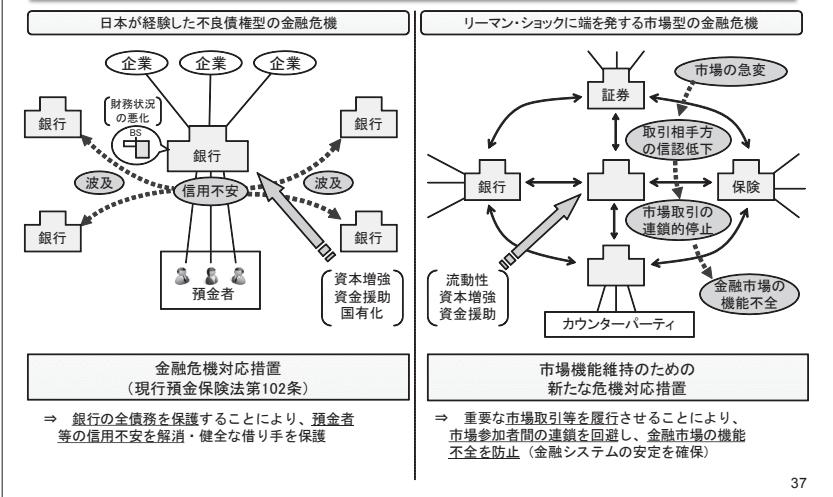
35

(参考)英国・米国・EUにおける破綻処理法制の整備

| | 米国 | 英国 | | EU |
|-------------|---|---|---|---|
| | ドッド・フランク法 | 2009年銀行法 | 2013年金融サービス(銀行改革)法 | |
| 対象機関 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行持株会社 FRB監督ノンバンク金融会社 FRBが本源的金融業務等と判断した業務を支配的に行う会社 等 上記の子会社 | <ul style="list-style-type: none"> 銀行 銀行の親会社 等 | | <ul style="list-style-type: none"> 銀行 投資サービス業者 金融持株会社 上記の子会社である金融機関 等 |
| 当局の権限 | <ul style="list-style-type: none"> FDICは管財人として、 <ul style="list-style-type: none"> 合併・資産・負債の移転 対象機関への貸付け(※) 等の措置をとることが可能 ※ 財務省が当座の資金繰りを手当て | <ul style="list-style-type: none"> 事業の民間部門・ブリジングバンクへの移管(イングランド銀行) 一時国有化(財務省)等 | <ul style="list-style-type: none"> 債務の削減・株式化(ペイルイン) 損失吸収に用いることのできる債務(PLAO)の保有に関する規則のTreasuryによる制定に関する規定あり | <ul style="list-style-type: none"> 事業売却 承継機関 資産分離 債務の削減・株式化(ペイルイン) |
| 早期解約条項の発効停止 | FDICの管財人任命の翌営業日の午後5時まで、及び契約の移転後は、解約・清算・ネットティングの権利行使は不可 | 移管・一時国有化の命令に、デフォルト条項の発効の判断は当該指摘がないかぎりものとみなして行う旨を定めることができ | 特段の規定なし | <p>当局は、早期解約条項の発効を、金融機関について破綻処理が開始された旨の通知・公告がされた日の翌営業日の24時まで停止することが可能</p> |
| 費用負担 | <ul style="list-style-type: none"> 連結総資産500億ドル以上の銀行・持株会社 FRB監督ノンバンク金融会社 等 に対し、事後のリスクベース賦課金を賦課 | 株主・債権者その他、他の銀行等による事後負担 | | <ul style="list-style-type: none"> 事前徵収 事前徵収した資金では破綻処理金融枠組みから差し引かれていく支出を削るのに十分でない場合は、国内の金融機関から事後的な提出金を徴収 |

36

(参考)金融危機への対応



37

国際的な動きを受けた日本の対応 — 金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備 —

- リーマン・ブラザーズの破綻等に端を発する国際的な金融危機の中で、システム上重要な金融機関の破綻等が、金融市場を通じて伝播し、実体経済に深刻な影響を及ぼすことがあることが明らかとなつたことを踏まえ、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな枠組みについて国際的に議論が進められ、G20サミットで合意されるに至つたことを受けたもの。
こうした国際的な議論の進捗と並行して、諸外国においては、金融機関の実効的な破綻処理に関する新たな包括的な枠組みが整備されている。
- 我が国においても、こうした国際的な流れを踏まえて、市場等を通じて伝播するような危機に対して、金融機関の秩序ある処理に関する枠組みとして、以下の制度を整備する必要。

(対象となる金融機関)
・金融業全体（預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者、金融持株会社等）

(認定の手続)

・金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣が、金融機関の秩序ある処理の必要性を認定

(発動要件と措置内容)

・市場の著しい混乱の回避のために必要と認められる場合

⇒ 預金保険機構による監視

⇒ 流動性供給・資金援助等の措置 ※債務超過でない場合、必要に応じ、資本増強も可能

→ 金融システムの安定を図るために不可欠な債務等の履行・継続を確保しながら、市場取引等

の縮小・解消 → 市場の著しい混乱を回避しつつ、金融機関の秩序ある処理を実現

(注) 措置を発動する場合には、契約上のペイオイン（無担保債権のカット又は株式化）を発動

(費用負担)

・預金保険機構による資金調達に政府保証を付す。

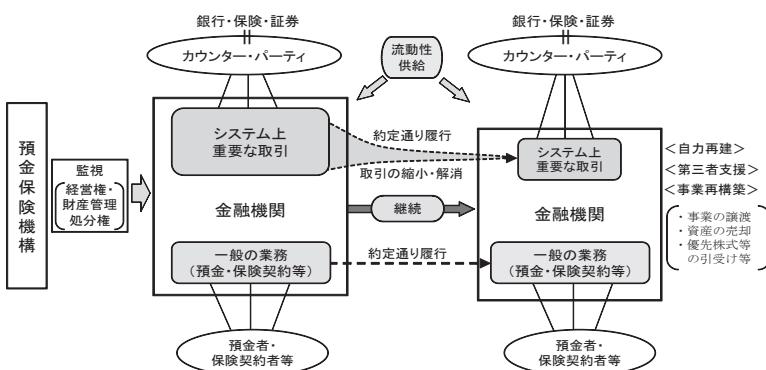
万一損失が生じた場合の負担は、金融業界の事後負担を原則。

例外的な場合には、政府補助も可能。預金保険機構の危機対応勘定で経理。

38

(参考)金融機関の秩序ある処理(1)

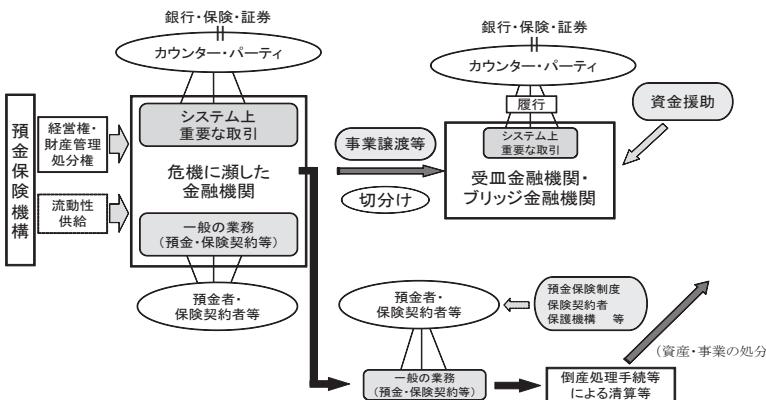
(債務超過でないことを前提)



39

(参考)金融機関の秩序ある処理(2)

(債務超過等の場合)



40

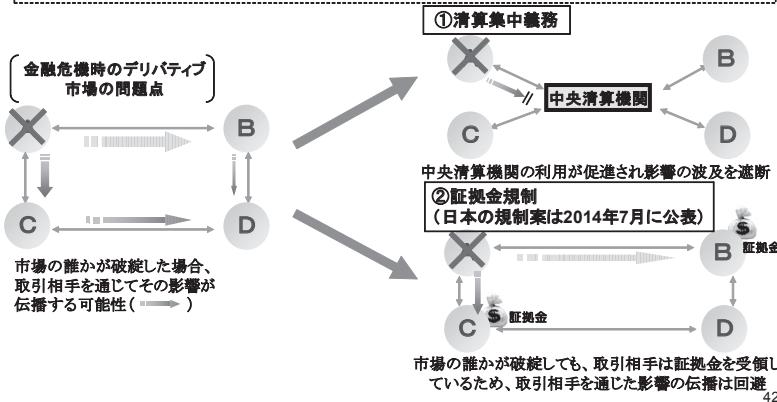
店頭デリバティブ規制改革

41

デリバティブ市場の安全性の確保～店頭デリバティブ市場改革～

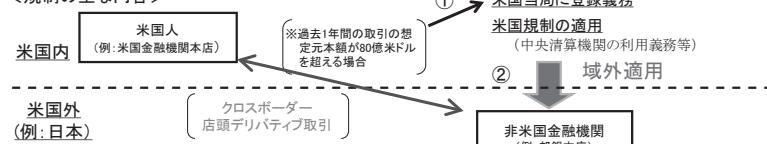
G20の要請による規制改革

- ① 標準化された店頭デリバティブ取引については、中央清算機関を利用(清算集中義務)。
- ② 中央清算機関を利用しない店頭デリバティブ取引については、取引参加者が証拠金(担保)を授受(証拠金規制)。



クロスボーダー取引に係る米国店頭デリバティブ規制について

<規制の主な内容>



① 非米国金融機関が、米国人と一定額以上の店頭デリバティブ取引を行う場合には、米国商品先物取引委員会(CFTC)にスワップ・ディーラー(SD)として登録しなければならない。

② SDとして登録した非米国金融機関に対して、米国の規制(清算集中義務等)が課せられる。

➢ 他方で、CFTCは、**外国規制が米国規制と同等であることを条件として、外国規制の遵守をもって、米国規制を遵守したとみなす「代替的コンプライアンス措置」**を設けており、一定の企業及び取引に当該措置が適用される。

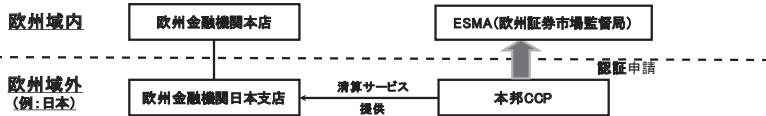
<日本の考え方>

① 最大限、相手国の規制を信頼すべき。② 規制の重複、過剰規制を回避すべき。

➢ 2013年12月、CFTCは、日本を含む6ヶ国・地域(日本・香港・豪州・欧州・イスラ・カナダ)の店頭デリバティブ規制に係る米国規制との同等性評価の結果を公表。**日本の店頭デリバティブ規制に関する法令・監督制度については、CFTCと議論を重ねてきた結果、概ね同等との評価がなされた。**

(参考) 今回CFTCが同等性の判断を行っていない規制(取引情報の報告義務や清算集中義務等)については、今後ともCFTCと議論を重ねていく予定。

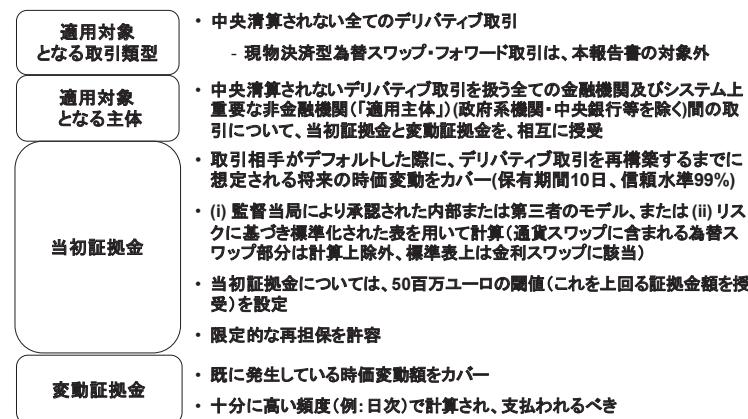
欧州規制との同等性評価



- 欧州域内の金融機関(欧州金融機関の日本支店を含む)に清算サービスを提供する欧州域外団清算機関(CCP)については、EC(欧洲委員会)による母国規制と欧州規制との同等性評価を前提にしたESMA(欧洲证券市場監督局)の認証が必要(注1)。
 - (注1)本邦CCP(JSCC及びTFX)は、認証申請期限(昨年9月15日)までにESMAに認証を申請済み。
- 上記認証の前提として、ECによる欧州規制と日本規制の同等性評価が必要。ECの評価に先立ち、ESMAは、2013年9月1日の欧州域外団 CCPの同等性評価に関する技術的助言(注2)をECに提出し、9月3日に公表。
 - (注2)欧州規制と概ね同等の内容を業務方法書で規定している本邦CCPに関しては、本邦CCPに係る法令及び監督・執行制度が欧州の規制・監督水準と同等であると評価。
- 2014年10月30日、ECはCCP法令等に関する同等性評価の結果を公表。日本に対しては、臺州、香港、シンガポールとともに「同等」の評価がなされている。その他の米国含めた他国については、引き続き議論を継続予定。
- なお、今後ESMAと当庁との間でCCPに関する監督協力枠組みのMoUを締結予定。

44

BCBS-IOSCOによる中央清算されないデリバティブ取引 に係る証拠金規制の概要(2013年9月2日公表)①



45

BCBS-IOSCOによる中央清算されないデリバティブ取引 に係る証拠金規制の概要(2013年9月2日公表)②

証拠金規制の 移行期間 (2年)

- ・ 移行期間(当初証拠金及び変動証拠金の授受等証拠金規制の実施が求められない期間)を2年間超設定
- ・ 2014年に証拠金規制の適切性等を評価するモニタリンググループを設置し、評価結果に応じて証拠金規制の修正を勧告
- ・ 変動証拠金については段階的適用せず2015年12月より実施

当初証拠金の 段階的適用 (4年間)

- 2015年12月 想定元本が3兆€以上ある適用主体同士の取引に適用
2016年12月 同2.25兆€以上の適用主体同士の取引に適用
2017年12月 同1.5兆€以上の適用主体同士の取引に適用
2018年12月 同0.75兆€以上の適用主体同士の取引に適用
2019年12月 同80億€以上の適用主体同士の取引に適用

46

FSBにおける主な取り組み

➤ FSB

公表された主な報告書:

- Implementing OTC Derivatives Market Reforms (2010年10月公表)

➤ 店頭デリバティブ作業グループ(ODWG)

概要:

各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗状況を把握する目的で設立。
半期毎に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。

公表された主な報告書:

- Seventh Progress Report on Implementation (2014年4月公表)

➤ 取引情報集約に関する実現性調査会合(AFSG)

概要:

店頭デリバティブ取引の十分な実態把握を行うため取引参加者が報告を行う先とされている取引情報蓄積機関(TR)が、現在多数の法域に設立されている状況をかんがみ、これら各TRに報告された情報が集約された形で、各国当局が利用できる具体的方策を調査する会合

公表された主な報告書:

- Feasibility study on approaches to aggregate OTC derivatives trade repository data (2014年2月 市中協議報告書の公表)

47

店頭デリバティブ改革(残された課題)

G20プリスベン・サミット首脳宣言(抜粋)

「デリバティブ市場をより安全にするための我々の改革は、金融システムにおけるリスクを低減させる。」

「我々は、規制当局に対し、合意されたG20 のデリバティブ改革の迅速な実施における更なる具体的な進展の達成を要請する。我々は、国・地域が、サンクトペテルブルク宣言に則り、正当化されるときには、相互の規制に委ねることを奨励する。」

今後の課題

- クロスボーダー問題の解消に向けた更なる取組み(ODRG等における議論の継続)
- 清算集中されないデリバティブ取引における証拠金規制の円滑な実施に向けた国際調整の実施
- 同等性評価・代替的コンプライアンス措置の実施(JSCCの米国CFTCにおけるDCO登録、本邦CCPのESMAにおける外国清算機関認証)

- ⇒ 規制及び監督を相互に委ねること(defer to each other)
市場の分断や不必要的コストの発生を避けるため、同等性評価に際しては、規制の効果の類似性に着目して、できる限り、お互いの規制に委ねるべき

48

証拠金規制(日本の規制案)

▶ 規制対象の範囲:

- ・ 対象者は清算集中義務の対象者と同一とし、一定の取引量を有する金商業者等同士の非清算店頭デリバティブ取引が規制対象
適用除外: ・取引当事者の一方が金商業者等以外の者の取引
 - ・グループ内取引
 - ・取引当事者の一方が店頭デリバティブ取引残高3,000億円未満の金商業者等の取引

▶ 証拠金の種類及び実施時期:

| 種類 | 実施時期等 |
|------------|--|
| 当初証拠金 (注1) | 非清算集中店頭デリバティブ取引残高（連結ベース）に応じて段階的に対象者を拡大して実施 <ul style="list-style-type: none"> - 2015年12月 想定元本420兆円超 - 2016年12月 想定元本315兆円超 - 2017年12月 想定元本210兆円超 - 2018年12月 想定元本105兆円超 - 2019年12月 想定元本1.1兆円超 (注)想定元本1.1兆円以下の者は、当初証拠金規制の対象外 |
| 変動証拠金 (注2) | 2015年12月から実施 |

(注1)当初証拠金:取引開始時に、将来の取引相手のデフォルトを仮定して算出した、デフォルトからポジション手仕舞いまでの標準期間に生じ得る取引の時価変化の推計値に対応する額を、相互に授受するもの。

(注2)変動証拠金:取引開始後定期的に、取引の時価と契約金額との差額を、授受するもの(「勝ち方」が証拠金を受取り)。

49

シャドーバンキング

50

シャドーバンキングの定義

- Financial Stability Board(FSB)は、広い定義を用いてシャドーバンキングを議論してきた。
FSBによるシャドーバンキングの定義(FSB(2011))
 - » 「通常の銀行システム(regular banking system)の外にあるエンティティ(entity)や活動(activity)を含む信用仲介(credit intermediation)のシステム」
- IMFは、シャドーバンキングの分析に際して、複数の定義を用いている。
IMFによるシャドーバンキングの定義(IMF(2014))
 - » 「OFIs(Other Financial Intermediaries)の金融資産」
※OFIs: 主に金融仲介に従事するノンバンク・準法人、及び主に長期資金の供給を行うエンティティ
 - » 「信用仲介に従事するノンバンク金融仲介機関」
※狭義には、株式投信のように直接信用仲介を行わないもの及び銀行グループの連結下にあるものを除く
 - » 「銀行・ノンバンクのノンコア負債を通じた資金調達」
※ノンコア負債: 家計・非金融機関等の通常の預金(コア負債)以外の負債
- その他、活動(Activity)やエンティティ(entity)に着目した様々な定義が存在。

51

シャドーバンキング規制改革のこれまでの取組み

G20プリスベン・サミット首脳宣言(抜粋)

「シャドーバンキングに係る枠組みの達成に関して進展があり、我々は、更なる取組のために更新されたロードマップを承認する。我々は、銀行とノンバンクとの間のリスク経路を縮小する措置に合意した。」

<2011年11月カンヌ・サミットにおいて合意された5つのシャドーバンキングの検討分野の進捗状況>

①銀行のシャドーバンキングへの関与（バーゼル銀行監督委員会）【最終規則文書を公表】

- 銀行のファンド向け出資・大口エクスポージャーに関する規則文書をそれぞれ最終化。

②マネー・マーケット・ファンド（IOSCO）【2012年10月に最終報告書を公表】

- MMFに関するシステムリスクを削減するための政策措置を提言。

③他のシャドーバンキング主体（FSB）【2013年8月に最終報告書を公表】

- MMF以外の多様なシャドーバンキング主体のリスクを把握するために必要なデータ収集・モニタリングのあり方やそれぞれの経済的な機能に伴い保有するリスクに着目した政策措置を提言。

④証券化商品（IOSCO）【2012年11月に最終報告書を公表】

- 証券化商品の組成者に対する適切なインセンティブの付与や、情報の適切な開示等を提言。

⑤レポ・証券貸借取引（FSB）【2014年10月に一部を除き報告書を公表】

- レポ²・証券貸借取引から生じるシステムリスクの抑制のために必要な政策措置を提言。

①銀行のシャドーバンキングへの関与（バーゼル銀行監督委）

大口エクスポージャー規制案

（2014年4月15日公表：最終規則文書「大口エクスポージャーの計測と管理のための監督上の枠組」）

（目的）銀行のシャドーバンクへのエクスポージャーを制限することで、銀行の、シャドーバンクシステムとの相互連関を抑制し、またシャドーバンクのサイズ・レバレッジを抑制。

（主な内容）

- 銀行がファンド等に対する持分を保有する場合、銀行は、ファンド内の資産構成の把握（ルックスルー）によりエクスポージャーを把握。ルックスルーができない場合、他のルックスルーができないエクスポージャーと合算し、その合計に対しエクスポージャー上限を設定。
- 銀行が複数のファンドに対して持分を有し、それらのファンドについて共通の「更なる」リスクを認識する場合（例：運用者が同一）は、当該複数のファンドを受信者合算。
- 銀行グループ内のシャドーバンクへの対応として、グループ内エクスポージャーの取扱いは引き続き検討。

ファンド向け出資の自己資本規制上の取扱い

（2013年12月13日公表：最終規則文書「銀行のファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課」）

（目的）銀行のシャドーバンク向けのエクスポージャーにつき、適切なリスク管理を促し、銀行との取引よりもシャドーバンクとの取引を選好する、規制上のインセンティブをなくすこと。

（方向性）

- 現行の取扱いでは、例えば標準的手法の下では、ファンドへの投資は、レバレッジや裏付け資産にかかわらず、リスクウェイト100%等とされているところ。
- 現在、ファンドの持分の所要自己資本の算出に当たり、原則としてルックスルー方式を適用し、ファンド内の構成資産のリスクやレバレッジを適切に反映。

国際金融規制改革の最近の動向

②IOSCOによるMMFに関する政策提言(2012年10月公表)とわが国の対応

IOSCOによるMMFに関する政策提言のポイント

○国際的に検討が行われているシャドーバンキングに対する規制及び監視の強化に係る取組の一環として、MMFに係るリスクを低減するために検討されたもの。

○主な政策提言は以下のとおり。

① 安定的基準価額方式から変動的基準価額方式^(注)への移行

② 安定的基準価額方式を維持する場合、損失吸収措置及びMMFからの資金流出防止措置

(注)変動的基準価額方式：組入証券を市場価格など公正な価格で評価し基準価額を算定する方式

○ただし、具体的にどのような規制を導入するかについては、各国の規制制度や市場の状況等を勘案して適用。

わが国の対応

2013年6月金商法等改正において、MRF^(注)等の安定的な運営に資する措置として、緊急時に運用会社が行うMRF等への資金支援が容認されることとなった。

(注)個人投資家の証券売買資金の管理等に用いられる投資信託の一種。残存期間の短い公社債を中心に運用される。

金融庁としては、MMF規制に関する国際的な動向やわが国における市場の状況等を注視しつつ、引き続き対応を検討。

54

③「MMFを除くシャドーバンキング主体の監視・規制強化のための政策枠組み」 (2013年8月29日公表) (FSB)

シャドーバンキング業態の5つの経済機能と政策ツール

| | 経済機能1 | 経済機能2 | 経済機能3 | 経済機能4 | 経済機能5 |
|--------------|--------------------------|--------------------|-----------------------------------|------------------|-------------------------------|
| 内容 | 取り付け騒ぎを起こしやすい集団投資ビーカル | 短期資金調達に依存した貸付提供 | 顧客資産を担保とした資金調達 短期資金調達に依存した市場仲介 | 信用創造の円滑化 | 証券化による信用仲介と金融主体への資金供給 |
| 業態 (例) | ・資産運用業 (ヘッジファンド、投資信託) | ・貸金業 | ・証券会社 | ・金融保証保険 ・信用保証 | ・特定目的会社 |
| 政策ツール (例) | ・組入資産の償還期間制限 ・レバレッジ制限 | ・資本要件 ・流動性バッファー | ・流動性要件 ・資本要件 | ・資本要件 ・業務範囲制限 | ・満期/流動性変換に関する制限 ・担保の適格性の制限 |

包括的原則

各國当局が、シャドーバンキング主体に対して、(i) 規制・監督のあり方を決定、(ii) リスクの度合いを査定するため必要な情報を収集、(iii) 必要に応じて市場への開示を要請、(iv) リスクを査定し、必要・適切な政策ツールを実施。

情報共有プロセス

類似のリスクに対する各國の政策枠組みの間の一貫性が重要

→ 相互に情報共有することで、規制回避を招く当局間の規制の差異を最小化

(2015年にはFSBで政策枠組みの実施状況をピアレビュー)

55

④「証券化商品関連規制に関するグローバルな動向」（IOSCO）
(2012年11月16日公表)

政策提言のポイント

- 金融危機において、証券化市場における投資家の利益や信頼が損なわれた反省から、IOSCOは以下の取組を提言。

- 証券化商品の発行者等に適切なインセンティブを与えること(リスク・リテンション)
- 投資家が十分な情報を基に証券化商品の投資判断を行うことを確保すること

最終報告書に基づき、各国は「リスク・リテンション」及び「投資判断情報の確保」についての実効性確保に係る対応を求められている。

わが国の対応

- リスク・リテンションについては、2014年9月、監督指針の改正案をパブリックコメントに付したところ。改正案の主な内容は以下のとおり。
「(….)当該証券化商品のリスクの一部を、オリジネーターが継続保有することが望まれる。これらを踏まえ、オリジネーターが証券化商品に係るリスクの一部を保有しているか確認しているか。」
- 情報開示については、自主規制団体である日本証券業協会が、証券化商品に係る開示ひな形を改訂し、証券化商品の投資家に対する情報開示を促している。

56

⑤レポ・証券貸借取引（Securities Lending and Repos）に係る政策枠組みについて

FSB報告書(2013年8月)の概要

レポ・証券貸借取引市場の透明性向上や、レポ・証券貸借取引がもたらす(特に好況時の)金融システムの過度なレバレッジの拡大を抑制する観点から、FSBより以下の政策提言がなされている。

- レポ・証券貸借取引の担保について、一定水準以上の掛け目(ヘアカット)の設定を義務付け(最低ヘアカット規制)
- レポ・証券貸借取引市場の透明性向上に係る措置(各当局によるデータ収集及び金融機関やファンドマネージャーの情報開示の充実)
- レポ・証券貸借取引における適切な担保評価・管理

FSB報告書(2014年10月)の概要

- バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制に関する提言の最終化
- ノンバンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制に関する提言の市中協議

今後の予定

- 2015年末までにレポ・証券貸借取引市場に関する国際的なデータ収集と集計のための基準とプロセスを提案

57

国際金融規制改革の最近の動向

シャドーバンキングの監視と規制の強化に向けたロードマップ(更新版) (2014年11月14日 FSBからG20へ提出)

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 1 | 2014年第4四半期～2015年第1四半期 | FSBは、2015年に全てのFSBメンバーと包括的な情報共有エクササイズを始めるために、その他シャドーバンキング主体のための政策枠組みに含まれる情報共有プロセスを改善する。 |
| 2 | 2015年第2四半期 | FSBは、過量集中されない証券金融取引に係る最低ヘアカット率をノンバンク・ノンバンク間の取引に適用する作業を最終化し、証券金融取引に係るヘアカットのための政策枠組みの実施に対するモニタリングの詳細を規定する。 |
| 3 | 2015年第2四半期 | IOSCOは、2012年10月のIOSCO政策提言でカバーされている範囲における各國・地域のMMF規制改革の進捗に関する「レベル1」ビアレビュー（導入の適時性に関するレビュー）の最終結果を公表し、これらの改革のタイムライン、整合性及び影響の定期的なモニタリング及び報告に関する計画の作成を検討する。 |
| 4 | 2015年第2四半期 | IOSCOは、リスク・リテーション複製を含む証券化に関連するインセンティティブ調整のための2012年11月のIOSCO政策提言の実施に係る各國・地域のアプローチに関する「レベル1」ビアレビューの最終結果を公表し、これらの改革のタイムライン、整合性及び影響の定期的なモニタリング及び報告に関する計画の作成を検討する。 |
| 5 | 2015年 | FSBは、メンバーハイレベルの議論を通じて開催するシャドーバンキング主体のための更なる政策提言を作成するケースを検討し、その結果を2015年のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に報告すべきである。 |
| 6 | 2015年第4四半期 | FSBは、FSBと基準設定主体のモニタリングとビアレビューを踏まえ、シャドーバンキング改革の概括的な進捗をG20に報告する。 |
| 7 | 2015年第4四半期 | FSBは、第5次シャドーバンキングモニタリングエクササイズの結果を公表する。IOSCOは、グローバルヘッジファンドセクターの分析を、FSBの定期的なシャドーバンキングモニタリングの範囲内で、FSBに提供する。 |
| 8 | 2015年末 | FSBは、証券金融取引のグローバルなデータ収集・集計に関する基準とプロセスに係る作業を最終化する。その後、必要な運用上の措置が検討される。また、FSBは、2015年末までに、データ収集の実施期限を伴う提綱を作成する。 |
| 9 | 2015年末 | FSBは、顧客資産のリハイボに係る規制上のアプローチの潜在的な調和や担保のリユースに関する金融安定上の潜在的な問題についての最終調査結果を準備する。 |
| 10 | 2015年末 | 基準設定主体は、清算集中されない証券金融取引に係るFSBの規制枠組みに沿って、既存の規制上の要件をレビューする。BCBSは、最低ヘアカット率をバーゼルⅢの枠組みに統合させる。 |
| 11 | 2015年末 | BCBSは、全ての銀行の活動がブルーデンス体制において適切に補足されることを保証するために、ブルーデンス規制目的の連結範囲に関する市中協議のためのガイダンスを作成する。 |

(注) サンクトペテルブルク・サミット首脳宣言の付属文書とされたロードマップの更新版

58

国際的な金融規制改革の 日本国内の実施状況について

59

G20における国際的な金融規制改革の日本国内の実施状況について

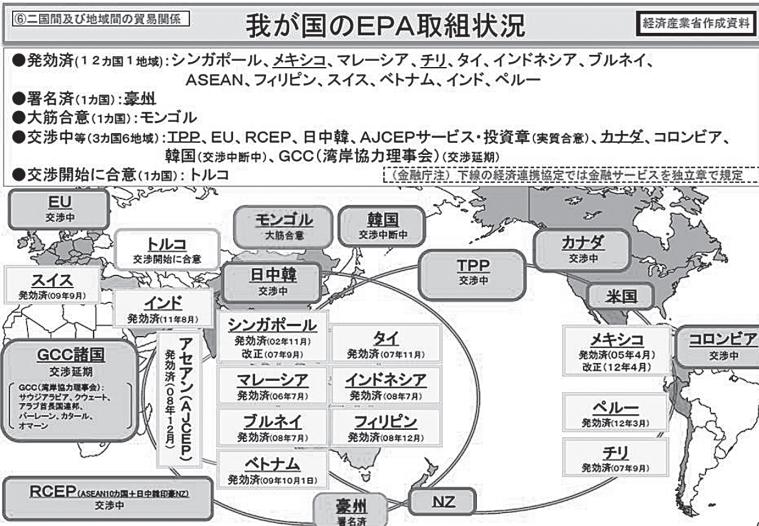
| 項目 | 主な措置 | 概要 |
|-------------------------------|--------------------------------|--|
| 強じんな 金融機関 の構築 | 自己資本の質・量の向上 | 告示 自己資本比率の最低基準の引き上げ(例: Tier1比率4%→6%)等、国際的に活動する銀行の自己資本の質・量の向上を図るよう告示を改正済。2013年3月以降段階的に実施開始(完全実施は2019年3月)。 |
| | 流動性比率規制 (流動性カバーレッジ比率規制) | 告示 国際的に活動する銀行に対して、30日間のストレス下での資金流出に応えるよう、流動性資産の保有を求める告示を公表済み。2015年以降、段階的に実施予定(完全実施は2019年)。 |
| 「大き過ぎ て潰せな い」問題 の終結 | システム上重要な銀行の資本の 上乗せ規制 | 告示 システム上重要な銀行に対する資本の上乗せ規制を導入するため、今後、告示を改正予定。2016年以降段階的に実施予定(完全実施は2019年)。 |
| | 納税者負担のない実効的な破たん処理の枠組み | 法律 預金保険法を改正し、金融機関の秩序ある処理の枠組みを整備。流動性供給等により重要な市場取引等を履行することにより、市場参加者の間の連鎖を回避し、金融市場の機能不全を防止。2014年3月に施行。 |
| シャドーバンキングによるリス クへの対 処 | 銀行によるシャドーバンキングへの 資金供給に対する規制 | 告示 今後、告示等を改正し、銀行によるファンド等への資金供給に対する規制を導入予定。2017年以降実施予定。 |
| | シャドーバンキング主体のリスク の把握及びその削減 | 法律 金商法を改正し、投資信託の一環であるMRFIに対して損失補てんを解禁し、MRFの破たんを回避するための規定を導入。2014年12月に施行。 |
| | 証券化商品の組成者に対する規 制 | 日証協 監督指針 自ら規制機関である日本証券業協会が、証券化商品に係る開示ひな型を改訂。また、監督指針を改正し、証券化商品の組成者が証券化商品のリスクの一覧を継続保有する等の対応を求める予定(2014年9月に監督指針案を公表)。 |
| 店頭デリバティブ 市場の安 全性の確 保 | 標準化された取引についての中央 清算機関を通じた決済 | 法律 金商法を改正し、金商業者等に対して、一定の店頭デリバティブ取引について清算機関の利用を義務付ける規定を整備。2012年11月に施行。 |
| | 取引情報蓄積機関への取引の報告 | 法律 金商法を改正し、金商業者等に対して、店頭デリバティブ取引に関する情報の報告を義務付ける規定を整備。2012年11月に施行。 |
| | 取引所又は電子取引基盤を通じ た取引 | 法律 金商法を改正し、金商業者等に対して、一定の店頭デリバティブ取引における電子取引基盤の使用を義務付ける規定を整備。2014年11月に関係政府令を公布。2015年9月に施行予定。 |
| | 中央清算されない取引に係る証 拠金規制(マージン規制) | 内閣府令・ 告示 金商業者等に対して、中央清算されない取引に係る証拠金の受領を義務付ける規定を整備した内閣府令案等を公表。今後、国際的な議論を踏まえ、関係府令・告示を整備した上で施行予定。 |

60

II. 金融規制改革以外の 国際的取り組み

61

二国間及び地域間の貿易協定 (TPP・EPA等)



アジアへの取り組み

64

アジアの金融インフラ整備支援①

「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

三．国際展開戦略

2. 海外市場獲得のための戦略的取組

②潜在力ある中堅・中小企業等に対する重点的支援

○アジアの金融インフラ整備支援

・中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ（法制度や決済システム等）整備の技術支援を促進する。

※ 平成25年度の日本再興戦略は平成26年度版の閣議決定以降も引き続き有効となる。

「日本再興戦略」改訂2014 -未来への挑戦-（平成26年6月24日閣議決定）（抄）

第二 一、5-2 (3) 新たなに講すべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

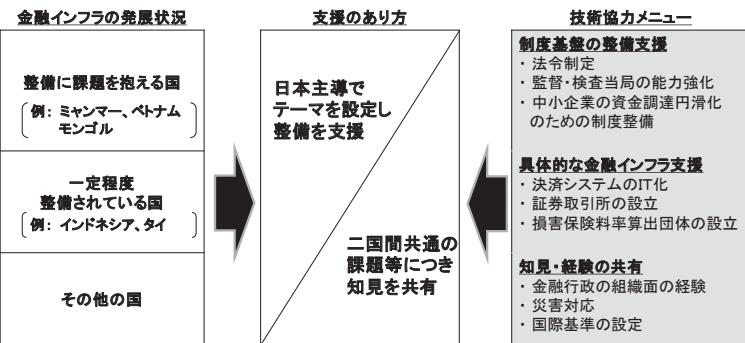
①国際金融センターとしての地位確立とアジアの潜在力発揮

・アジアに進出する日系企業等に向け現地通貨の安定的な調達や円滑な資金決済を確保するため、日本国債等を活用したクロスボーダー担保やクロスカレンシーレポの推進、民間事業者によるアジア域内のATM相互接続等を進める。また、本邦企業や金融機関がアジア各国でビジネスを行っていくための環境整備を行うため、本邦金融機関のアジアでの活動をサポートする体制の強化を進める。

65

アジアの金融インフラ整備支援②

アジア諸国に対する金融面の戦略的な対応について(基本的考え方)



66

アジアの金融インフラ整備支援③

－アジア諸国との金融技術協力に係る覚書締結(書簡交換)の状況－

| モンゴル | | | ベトナム | | |
|------|--------------------------|------|------|-----------------|------|
| 銀行 | モンゴル中央銀行 | 6月署名 | 銀行 | ベトナム国家銀行 | 6月署名 |
| 証券 | モンゴル 金融規制委員会 (FRC) | 1月署名 | 証券 | ベトナム 国家証券委員会 | 3月署名 |
| 保険 | | | 保険 | ベトナム財政省 | 6月署名 |

| ミャンマー | | | フィリピン | | |
|-------|----------|------|-------|-----------|-------|
| 証券 | ミャンマー財務省 | 1月署名 | 銀行 | フィリピン中央銀行 | 12月署名 |
| 保険 | | | | | |

| タイ | | | インドネシア | | |
|-----|-----------|------|--------|--------------------|----------------|
| 銀行 | タイ中央銀行 | 5月署名 | 銀行 | インドネシア金融庁 (OJK) | 6月署名 |
| 証券 | タイ証券取引委員会 | 2月署名 | 証券 | | 2013年 10月署名 |
| 保険 | タイ保険委員会 | 8月署名 | 保険 | | |
| 銀証保 | タイ財務省 | 7月署名 | | | |

67

アジアの金融インフラ整備支援④

—アジア金融連携センター(Asian Financial Partnership Center: AFPAC) —

【目的】

- アジアの金融・資本市場の諸課題や技術支援のあり方を共同研究、金融インフラ整備支援に活用
- 各国の金融規制当局との協力体制を強化し、本邦企業・金融機関の円滑な事業展開に貢献
- 國際的な金融規制改革等においてアジアの声をより効果的に発信

【活動の内容】

- ・ 本年4月設置。7月より、アジア諸国等からの金融当局者を研究員(将来の当局幹部候補)として順次招聘。

(参考)本年7月以降、計15名の研究員・インターン生を受入れ

第一期研究員：ベトナム中銀1名、モンゴル証券当局2名（26年7月29日～11月28日）

第二期研究員：タイ中銀2名（26年10月21日～11月28日）、ベトナム証券当局1名（26年10月21日～27年1月14日）

モンゴル中銀・ミャンマー経済銀行・タイ証券当局各1名（26年10月21日～27年2月6日）

学生インターン（日本の大学院に留学中の当局者）：タイ中銀2名、ベトナム財政省1名（26年9月16日～25日）

短期研修：ベトナム中銀3名（26年11月17日～21日）

- ・ 各研究員の専門分野に応じ、実務研修を含む、研修プログラムを提供。
- ・ 共同作業・研究の成果は、セミナー・シンポジウムで公表するほか、各国の金融インフラ整備支援への活用や国際金融規制改革の議論への反映など、実務にも活用。
- ・ 招聘プロセス、研修や研究を通じ、各国当局との関係を強化し、強固な協力関係を構築。

68

ミャンマーへの外国銀行参入①

現状：駐在員事務所のみ許容。

現地当局の従来方針：当面は、地場銀行との合弁のみ許容。
支店、100%子会社の現地法人は認めない。

現地当局の方針転換：5～10の外国銀行に対し支店形態での参入を認めることとし、選定手続きを開始。これに邦銀3メガを含む、25行の外銀が申請。

官民の各レベルで、あらゆる機会を捉えて、働きかけを実施

⇒ 日本の銀行は、

①ミャンマーの経済発展・民生の向上につながる日本からの投資（インフラ開発・
日系企業の進出等）を促進。

②地場銀行との協調や知見提供を通じ、地場銀行の育成・発展に貢献。

③メガ3行ともG-SIB (Global Systemically Important Bank)に該当し、選定の透
明性・国際的アカウンタビリティーに適う。



10月1日、支店開設免許付与の対象行として、邦銀3メガを含む9行を決定・公表

69

国際金融規制改革の最近の動向

ミャンマーへの外国銀行参入②

| | 結果 | 免許申請銀行 | G-SIB |
|---------|----|-------------------------|-------|
| 日本 | ○ | 三菱東京UFJ銀行 | ○ |
| | ○ | 三井住友銀行 | ○ |
| | ○ | みずほ銀行 | ○ |
| シンガポール | ○ | ユナイテッド・オーバーシーズ銀行 | |
| | ○ | オーバーシー・チャイニーズ銀行 | |
| | × | DBS銀行(シンガポール開発銀行) | |
| 中国 | ○ | 中國工商銀行 | ○ |
| オーストラリア | ○ | オーストラリア・ニュージーランド銀行(ANZ) | |
| タイ | ○ | バンコク銀行 | |
| | × | サイアム商業銀行 | |
| | × | クルン・タイ銀行 | |
| マレーシア | × | カシコーン銀行 | |
| | ○ | メイ銀行 | |
| | × | CIMB銀行(国際商業銀行) | |
| 韓国 | × | RHB銀行 | |
| | × | 新韓銀行 | |
| | × | 中小企業銀行 | |
| 台湾 | × | 國民銀行 | |
| | × | 第一商業銀行 | |
| | × | イー・サン銀行 | |
| インド | × | キャセイ・ユナイテッド銀行 | |
| ベトナム | × | インドステイト銀行 | |
| モーリシャス | × | ベトナム投資開発銀行 | |
| フランス | × | モーリシャス国家銀行 | |
| | | BRED銀行(地域貯蓄銀行) | |

70